



鳥取県公報

平成18年3月15日(水)
号外第28号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 監査結果の公表(3件)(2~4) 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、事務の執行について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成18年3月15日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	上	村	忠	史
鳥取県監査委員	福	間	裕	隆

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

この監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が、経済性、効率性、有効性等の観点から適正に行われているかについて実施するものである。

本県においては、毎年特定の課題を選定してこの監査を実施しているものである。

2 監査対象事務

試験研究機関の活動状況

3 監査対象事務の選定理由

本県では、現在県政の重要な課題として、「地域の自立」に取り組むとともに「環境立県」を推進しているところでもある。「地域の自立」の実現のためには、産業の振興、雇用の創出等を図ることが求められ、また、「環境立県」を推進するには、循環型社会づくりや環境産業の育成に取り組む必要がある。

いずれの行政課題の取組においても、県の試験研究機関が果たす役割は重要なものとなっている。長引く景気低迷の中で、産業の振興、雇用の創出等に果たす役割に大きく期待する一方で、多くの県民にとっては、試験研究機関は馴染みが薄く、その活動は分かりにくいのではないと思われる。

また、財政のひっ迫による事務事業の見直し等行財政改革が進められる中で、最少の経費で最大の効果が上がるよう活動が行われることが強く求められるところである。

このため、試験研究機関の活動が有効かつ経済的・効率的に行われているか、また、透明性が図られているか等について、監査を実施することとした。

4 実施期間

平成17年10月から平成18年1月までの間に実施した。

5 監査の対象及び対象機関

(1) 監査の対象

ア 監査対象機関が平成16年度（ただし、必要に応じて平成15年度以前及び平成17年度についても対象とする。）に行った試験研究に関する事務

イ 監査対象機関が、平成17年3月31日現在、試験研究、依頼検査等に使用している機器等で、取得価格が1,000万円以上又は年間の賃借料が200万円以上のものの導入、活用等に関する事務

(注) 機器等については、試験研究、依頼検査等に使用されている備品を対象としているため、試験検査機器又は計器に限らず、工作機器、農業運搬用機器、光学機器、総トン数20トン未満の船舶、ソフトウェア、牛馬等も対象となっている。

(2) 監査対象機関

衛生環境研究所、産業技術センター、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場、水産試験場及び栽培漁業センター

6 実施方法

監査対象機関に出向き、関係書類及び事務事業の実態を調査し、併せて関係者の説明を聴取する等の方法により監査を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 研究活動について

ア 実施体制について

(ア) 組織運営は適切に行われているか。

(イ) 他の試験研究機関、他県の試験研究機関、大学及び民間との連携が図られているか。

(ウ) 外部資金を積極的かつ有効に導入しているか。

イ 研究テーマの選定と外部評価について

(ア) 研究テーマの選定は適切に行われているか。

(イ) 試験研究の外部評価は適切に行われているか。

ウ 成果の活用について

(ア) 試験研究の成果を適切に技術移転・普及しているか。

(イ) 試験研究の成果の公表は適切に行われているか。

(ウ) 試験研究の成果をもとに特許等を取得し、有効に活用しているか。

(2) 機器等について

ア 機器等の選定・導入について

機器等の選定及び導入の手続は適切に行われているか。

イ 機器等の活用について

(ア) 機器等は有効に利用されているか。

(イ) 機器等を外部に開放し、有効に活用しているか。

ウ 機器等の管理について

(ア) 機器等の管理は適切に行われているか。

(イ) 機器等の保守点検は適切に行われているか。

(ウ) 機器等の処分は適切に行われているか。

8 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	いし	ざし	ひで	お
	石	差	英	旺
監査委員	いの	うえ	たえ	こ
	井	上	耐	子

監査委員 うえ むら ただ ふみ
上 村 忠 史
監査委員 ふく ま ゆ た か
福 間 裕 隆

第2 監査の結果及び意見

1 研究活動について

(1) 実施体制について

ア 組織運営

[監査の結果]

試験研究機関の平成16年4月1日現在の職員数の状況は、表1のとおりである。総職員数の最大は園芸試験場の68人で、最小は栽培漁業センターの14人である。また、研究職職員（以下「研究員」という。）の数の最大は園芸試験場の36人で、最小は水産試験場の6人である。

研究員の平均年齢の最大は産業技術センターの43.0歳で、最小は中小家畜試験場の38.4歳であり、30歳代後半から40歳代前半までの職員が多く、高齢化は進んでいないものと思われる。

また、過去の在職期間を通算した研究員の平均在職年数については、最大は産業技術センターの16年5月で、最小は畜産試験場及び中小家畜試験場の5年9月であり、試験研究機関によりばらつきが見られる。

表1 職員数の状況（平成16年4月1日現在）

(単位：人)

試験研究機関	研究職		行政職 (事務)	行政職 (技術)	現業職	臨時 職 員	非常勤 職 員	合 計
		うち女性						
衛生環境研究所	34	11	3		1	1	1	40
産業技術センター	35		7	1	4	2	1	50
農業試験場	21	3	3	1	11		4	40
園芸試験場	36	3	4	1	20		7	68
畜産試験場	15	1	3		14	4	3	39
中小家畜試験場	12	2	2		4		5	23
林業試験場	14	1	2	1	2		4	23
水産試験場	6	1	2	12	1		2	23
栽培漁業センター	8	1	2	3			1	14
合 計	181	23	28	19	57	7	28	320

ビジョン、研究方針等試験研究機関の事務執行の中・長期の計画・指針等をホームページ等で公表し、又は規程集に掲載して広くその位置付けを明確にしているものは、表2のとおりである。

中・長期の運営方針を策定していない試験研究機関について、その理由としては、社会の変化が激しく形骸化する、企業ニーズ等現場の意見を聴いている、試験場の再編整備に伴い事業内容の見直しを行っている等である。運営方針がないことについて不具合がないとの回答であったが、運営方針の必要性を感じている試験研究機関もあった。

表2 中・長期の運営方針の策定状況（平成18年1月31日現在）

試験研究機関	名 称	策定年月
衛生環境研究所	鳥取県衛生環境研究所の戦略研究の方向性	平成15年4月
農業試験場	自立する水田農業アクションプログラム	平成15年12月
園芸試験場	園芸試験場アクションプログラム	平成17年11月（改訂後）
栽培漁業センター	栽培漁業新生プラン	平成15年10月
	栽培漁業アクションプログラム	平成17年8月

第5次栽培漁業基本計画

平成17年10月

平成14年度から平成16年度までにおける外部からの研究員の受入れについては、産業技術センターにおいて、全国公募により「鳥取県版S B I R事業プロジェクトリーダー」を平成14年4月から平成16年3月まで非常勤職員として採用し、また、平成16年4月から任期付研究員を採用した事例があるが、それ以外の試験研究機関については外部研究員の受入れはなかった。

(注) 鳥取県版S B I R事業：全国公募で採用したプロジェクトリーダーを中心として県産業の未来を切り開き、広範な産業分野への波及効果が期待できる技術開発に取り組む事業

研究員の研修計画を策定している試験研究機関は、衛生環境研究所及び園芸試験場であり、また、平成16年度における研究員の5日以上の研修への派遣状況は、表3のとおりである。水産試験場及び栽培漁業センターでは5日以上の研修派遣はなかったが、それ以外の試験研究機関では衛生環境研究所の10人を最高として研修派遣を行っている。

表3 平成16年度における5日以上の研修への派遣状況

(単位：人)

試験研究機関	1月未満	1月以上	3月以上	6月以上	合計
		3月未満	6月未満	1年未満	
衛生環境研究所	9	1			10
産業技術センター	1		1	1	3
農業試験場				1	1
園芸試験場		1			1
畜産試験場	1	1			2
中小家畜試験場	4				4
林業試験場			1		1
水産試験場					0
栽培漁業センター					0
合 計	15	3	2	2	22

平成17年3月31日現在の試験研究機関における研究員の博士号取得状況は、表4のとおりである。博士号の取得者数の最大は産業技術センターの8人であり、博士号取得者の割合は、栽培漁業センターの37.5パーセントが最大である。博士号の取得者には、大学院の博士課程修了者や博士課程修了によらず論文提出により学位取得したいわゆる論文博士の他に、社会人入学により学位取得した者も含まれている。

なお、平成14年度から平成16年度までにおける博士号取得者は、産業技術センター3人、農業試験場1人、林業試験場1人、栽培漁業センター1人の計6人であり、現在、人材育成の点から業務に支障のない範囲で社会人入学による研究員の博士号取得を進めている試験研究機関も見受けられる。

表4 博士号取得状況 (平成17年3月31日現在)

試験研究機関	研究職 総数	博士号 取得者		左のうち 論文博士	博士号取 得者割合 (/ ×100)	論文博士 割 合 (/ ×100)
		H14～H16 取得者				
衛生環境研究所	33人	2人	0人	1人	6.1%	3.0%
産業技術センター	40人	8人	3人	1人	20.0%	2.5%
農業試験場	21人	1人	1人	0人	4.8%	0%
園芸試験場	36人	1人	0人	1人	2.8%	2.8%

畜産試験場	14人	0人	0人	0人	0%	0%
中小家畜試験場	12人	0人	0人	0人	0%	0%
林業試験場	14人	1人	1人	0人	7.1%	0%
水産試験場	6人	0人	0人	0人	0%	0%
栽培漁業センター	8人	3人	1人	2人	37.5%	25.0%
合 計	184人	16人	6人	5人	8.7%	2.7%

研究活動、研究体制、業務、施設整備等の運営全般に関する外部評価（以下「機関評価」という。）を実施している試験研究機関は、産業技術センターのみである。

産業技術センターでは、平成15年度より2年ごとに機関評価が実施されており、大学、有識者、関係業界等10人で構成される鳥取県商工労働部産業技術センター事業外部協議会が行っている。2年ごとの実施のため平成16年度は実施されなかったが、平成17年度は平成17年10月に会議が開催され、機関評価が行われている。

なお、監査の結果、組織運営に関して次のような適切とはいえない状況が見受けられた。

- ・ 機関評価は、鳥取県商工労働部産業技術センター研究・機関評価実施要綱及び鳥取県商工労働部産業技術センター運営協議会取扱要領により各評価者が各評価項目をA、B、Cで評価しているが、集計方法及び評価結果の取りまとめ方が当該実施要綱等に明瞭に規定されていない。

また、平成17年度の機関評価について、「人材育成業務」と「連携交流業務」の評価項目について評価していない者が1名あった。（産業技術センター）

- ・ 機関評価を15課題という多数の試験研究の外部評価と併せて、平成17年10月6日の1日で実施し、日程的に厳しい状況が見受けられた。（産業技術センター）

[意見]

機関評価の実施に当たり、評価者の評価結果について集計方法及び評価結果の取りまとめ方を実施要綱等に明瞭に規定されたい。また、評価者の評価が適正に行われるよう、説明、質問等に十分な時間を確保するとともに、評価者の評価漏れがないようにされたい。

県民に試験研究機関の活動を分かりやすく公開し、自らの活動状況を評価・改善していくために、試験研究機関の活動の方向性を示し、運営の基本原則となる運営方針の策定を検討されたい。

イ 他の機関、他県、大学及び民間との連携

[監査の結果]

県の他の試験研究機関との連携について、「とっとり発」環境・食品産業クラスター推進事業、地域新生コンソーシアム研究開発事業等の共同研究、関連する試験研究課題での協力等により各試験研究機関とも情報交換や交流が行われている状況であった。

(注1) 「とっとり発」環境・食品産業クラスター推進事業：環境・食品産業分野における「とっとり発」の新たな産業創出をねらいとして、本県が世界に誇り得る先駆的で独創的な技術シーズを基に産学官が戦略的に連携し、企業化につなげる事業

(注2) シーズ：新しく提供する特別の技術又は材料

(注3) 地域新生コンソーシアム研究開発事業：地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を進めるため、大学等の技術シーズを活用した、地域における産学官の強固な共同研究体制（コンソーシアム）を組むことにより、実用化を念頭においた高度な研究開発を行い、新規産業の創出に貢献し得る製品・サービス等を開発することを目的とした事業

また、他県の試験研究機関との連携について、全国、地域ブロック等の会議、共同研究等により、各試験研究機関とも情報交換や交流が行われている状況であった。

さらに、大学、公益法人、独立行政法人、民間企業等との連携について、産学官連携フェスティバル、鳥取県公設試験研究機関・県内大学合同発表会、共同研究、研究協力等により、各試験研究機関

とも情報交換や交流が行われている状況であった。

情報交換や交流を行っている産学官の連携組織の状況については、表5のとおりである。

表5 平成16年度における産学官連携組織

試験研究機関	名 称	構成員	主な活動内容
衛生環境研究所・農業試験場・園芸試験場・中小家畜試験場・林業試験場	鳥取県土壌肥料研究会	鳥取大学、農協、メーカー及び県	研究会及び講演会の開催並びに会報の出版を行う。
産業技術センター	人材ネットワーク研究会	鳥取大学、米子工業高等専門学校及び県内企業	大学・高専・試験研究機関等の持つシーズと企業のニーズの効率的なマッチングを図るため、センター研究員と企業・大学との技術分野での研究会を行う。
	プレコンソーシアム	鳥取大学、米子工業高等専門学校及び県内企業	大学・高専・試験研究機関等による産学官の共同研究体で大型研究に取り組むため、共同研究体の形成を図るための事前調査及び企画を行う。
	鳥取大学振興協力会	鳥取大学、財団法人鳥取県産業振興機構及び県内企業	鳥取大学と地元産業界との交流を促進し、相互理解を深める。
	わかばだい連携倶楽部	鳥取環境大学、財団法人鳥取県産業振興機構及び社団法人発明協会鳥取県支部	鳥取市若葉台地区に立地する公的機関等との情報交換を行う。
	とっとり産業支援ブラザ連絡協議会	鳥取大学、米子工業高等専門学校、鳥取短期大学、鳥取県、雇用能力開発機構、JETRO鳥取、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県商工会連合会、国民金融公庫、社団法人発明協会鳥取県支部、鳥取県信用保証協会及び財団法人鳥取県産業振興機構	県内企業の経営革新、新事業創出等への支援を効率的、かつ、効果的に行うための支援機関の連携強化を行う。
	米子高専振興協力会	米子工業高等専門学校、財団法人鳥取県産業振興機構及び県内企業	高専と企業との交流親睦を深め相互理解を図り、教育、研究及び産官学の連携を推進する。
産業技術センター・林業試験場	鳥取県木材工業研究会	鳥取大学、鳥取環境大学及び木材関連事業所	木材工業の生産技術に寄与するものの交流を図り、研究並びに技術の向上及び普及促進を目的とした研究集会、会

			誌の発行等を行う。
農業試験場・園芸試験場	鳥取県園芸談話会	鳥取大学、農協、農家、高校及び県	表彰事業並びに研究会及び講演会の開催を行う。
農業試験場・園芸試験場・畜産試験場	鳥取県病害虫談話会	鳥取大学、農協、農家、メーカー及び県	研究会及び講演会の開催を行う。

平成14年度から平成16年度までに実施した本県の他の試験研究機関、他県の試験研究機関、大学、民間等との共同研究（共同研究に関する契約を締結した共同研究及び共同研究体を構成して実施した共同研究）の実施状況は表6のとおりであり、共同研究が行われていなかったのは、中小家畜試験場のみであった。

共同研究に関する基本要綱等の規程がある試験研究機関は、衛生環境研究所及び産業技術センターであった。

表6 共同研究の実施状況（相手先別平成14年度から平成16年度までのテーマ数）

試験研究機関	国	他 県	大 学	独立行政法人	公 益 法 人	民 間 企 業	左の機関との 共同研究体(注)	合 計
衛生環境研究所			1	2			3	6
産業技術センター						11	12	23
農業試験場			1			1	4	6
園芸試験場							5	5
畜産試験場					1		1	2
中小家畜試験場				1				1
水産試験場			1				2	3
栽培漁業センター							2	2
合 計	0	0	3	3	1	12	29	48

(注) 国、他県、大学、独立行政法人、公益法人又は民間企業のいずれか複数と連携して共同研究グループを構成するもの。

なお、監査の結果、他の機関、他県、大学及び民間との連携に関して、次のような適切とはいえない状況が見受けられた。

- ・ 小型カレイ選別網の開発に係る共同研究において、民間企業と契約を締結しないで実施していた。
(水産試験場)

[意見]

共同研究体の構成を要件とする公募型の競争的研究資金（公募により提案された研究課題を審査し、採択された研究課題について委託・補助等により研究資金を助成するもの）が多いため、外部資金の導入及び産学官連携の推進の点から、他の機関、他県、大学及び民間との連携を今後一層推進し、必要な共同研究を実施されたい。

知的財産権の取扱い、役割分担、経費の負担等を明確にするために、共同研究を実施する際には、契約を締結されたい。

役割分担、経費の負担及び研究設備の取扱いを明確にし、知的財産権の取扱い、成果の公表及び機密保持が適切に行われるよう、共同研究について全庁で統一した標準契約書を策定されたい。

鳥取県技術サポートセンター事業共同研究実施要領（平成14年6月14日付産開第62号商工労働部長通知）による共同研究契約書において、産業技術センターの施設で研究を行う経費については県が負担し、企業が所有する施設で研究を行う経費については企業が負担することとしているが、各々が使

用した経費を実費負担することについて検討されたい。

ウ 外部資金の導入

[監査の結果]

平成16年度の研究費に係る外部資金の導入状況については、表7のとおりである。外部資金の導入率の最大のもの、水産試験場の50.3パーセント、最小のものは衛生環境研究所の0パーセントであり、全体では20.6パーセントであった。衛生環境研究所、中小家畜試験場及び林業試験場においては、研究費の外部資金の割合が10パーセントを下回り、研究費の財源について単県費に大きく依存している。

表7 平成16年度における外部資金の導入状況

(単位：円・%)

試験研究機関	区分	研究課題件数	研究費 (A)						導入率 B/A x100
			うち外部資金 (B)						
			国	独立行政法人	公益法人	他 県	民 間	外部資金計	
衛生環境研究所	補助	0	0					0	0
	受託研究	0	0					0	0
	共同研究	0	0					0	0
	単県	22	29,367,570					0	0
	合計	22	29,367,570	0	0	0	0	0	0
産業技術センター	補助	1	8,654,900	4,327,450				4,327,450	50.0
	受託研究	3	12,637,251		3,000,000	9,637,251		12,637,251	100
	共同研究	0	0					0	0
	単県	34	69,618,417					0	0
	合計	38	90,910,568	4,327,450	3,000,000	9,637,251	0	16,964,701	18.7
農業試験場	補助	2	1,767,423	884,000				884,000	50.0
	受託研究	6	18,690,091		8,650,000	4,327,155		12,977,155	69.4
	共同研究	0	0					0	0
	単県	21	13,041,546					0	0
	合計	29	33,499,060	884,000	8,650,000	4,327,155	0	13,861,155	41.4
園芸試験場	補助	4	10,100,000	5,304,000				5,304,000	52.5
	受託研究	5	15,427,050		2,555,000	12,872,050		15,427,050	100
	共同研究	0	0					0	0
	単県	24	31,297,000					0	0
	合計	33	56,824,050	5,304,000	2,555,000	12,872,050	0	20,731,050	36.5
畜産試験場	補助	4	36,914,000	12,220,000				12,220,000	33.1
	受託研究	1	2,700,000		2,700,000			2,700,000	100
	共同研究	0	0					0	0
	単県	13	86,281,000					0	0
	合計	18	125,895,000	12,220,000	2,700,000	0	0	14,920,000	11.9
中小家畜試験場	補助	1	2,257,160	652,000				652,000	28.9
	受託研究	1	366,565				366,565	366,565	100
	共同研究	0	0					0	0
	単県	10	37,653,765					0	0
	合計	12	40,277,490	652,000	0	0	0	366,565	1,018,565
林業試験場	補助	3	3,122,000	1,561,000				1,561,000	50.0
	受託研究	1	450,000			450,000		450,000	100
	共同研究	0	0					0	0
	単県	14	23,060,970					0	0
	合計	18	26,632,970	1,561,000	0	450,000	0	0	2,011,000
水産試験場	補助	2	10,195,000	4,023,000				4,023,000	39.5
	受託研究	2	21,889,000		21,448,000			21,448,000	98.0
	共同研究	0	0					0	0
	単県	5	18,592,303					0	0
	合計	9	50,676,303	4,023,000	21,448,000	0	0	0	25,471,000

栽培漁業センター	補助	4	10,111,560	4,608,000					4,608,000	45.6
	受託研究	1	1,500,000			1,500,000			1,500,000	100
	共同研究	0	0						0	0
	単県	13	26,013,916						0	0
	合計	18	37,625,476	4,608,000	0	0	1,500,000	0	6,108,000	16.2
合計	補助	21	83,122,043	33,579,450					33,579,450	40.4
	受託研究	20	73,659,957		38,353,000	27,286,456	1,500,000	366,565	67,506,021	91.6
	共同研究	0	0						0	0
	単県	156	334,926,487						0	0
	合計	197	491,708,487	33,579,450	38,353,000	27,286,456	1,500,000	366,565	101,085,471	20.6

平成14年度から平成16年度までにおいて公募型の競争的研究資金（国庫補助金を除く。）の申請及び採択の状況は、表8のとおりである。

採択件数が最も多かったものは、産業技術センターの4件であり、採択がなかったものは衛生環境研究所等5機関であった。衛生環境研究所、畜産試験場、中小家畜試験場及び水産試験場においては、平成14年度から平成16年度までにおいて公募型の競争的研究資金の申請が行われていなかった。

なお、すべての機関において、他県、国、大学、独立行政法人等と情報交換を行う等公募型の競争的研究資金の獲得に向けて情報収集等の取組を行っている。

表8 平成14年度から平成16年度までの公募型競争的研究資金の申請・採択状況

(単位：件)

試験研究機関	平成14年度		平成15年度		平成16年度		合計	
	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択
衛生環境研究所	0	0	0	0	0	0	0	0
産業技術センター	6	1	14	1	6	2	26	4
農業試験場	0	0	0	0	1	1	1	1
園芸試験場	0	0	1	0	2	1	3	1
畜産試験場	0	0	0	0	0	0	0	0
中小家畜試験場	0	0	0	0	0	0	0	0
林業試験場	0	0	0	0	1	0	1	0
水産試験場	0	0	0	0	0	0	0	0
栽培漁業センター	0	0	0	0	1	1	1	1
合計	6	1	15	1	11	5	32	7

平成14年度から平成16年度までの受託研究の実施状況（テーマ件数）は、全体で28件であり、最大のもののは産業技術センターの9件、次いで園芸試験場の7件、農業試験場の6件であり、最小のもののは衛生環境研究所の0件である。

相手先別の内訳は、公益法人が13件、独立行政法人が11件、民間企業が2件、他県及び市町村が各1件である。

受託研究に関する基本要綱等の規程がある試験研究機関は、産業技術センターのみである。

また、受託研究の募集活動を行っているものも産業技術センターのみで、ホームページ及び当該センターが作成した「ご利用の手引き」により募集を行っている。

[意見]

試験研究に係る国庫補助事業が縮小していく中で、外部資金を導入していくために、大学、独立行政法人等との情報交換を一層行って共同研究の体制の整備を図り、公募型の競争的研究資金の積極的な申請を行われたい。なお、競争的研究資金の公募情報の収集に当たっては、情報の共有化及び情報収集の効率化を図るため、庁内で一元的に公募情報を収集把握し、及び提供する体制の整備を図られ

たい。

県財政がひっ迫する中であっても産業振興等の点から必要な試験研究は実施していく必要があることから、試験研究の実施に当たっては、できる限り外部資金を獲得し、研究費に係る単県費の負担削減に努められたい。

経費の負担、知的財産権の取扱い、成果の公表及び機密保持が適切に行われるよう、受託研究について全庁で統一した標準契約書を策定されたい。

研究開発に係る環境の改善及び試験研究機関の機能の向上に活用するため、民間企業等から研究を受託する場合、受託研究に実際に要する経費（人件費、材料費、光熱水費、事務費等）のほか、これに一定の割合を乗じた間接経費を受託料に算入するよう検討されたい。

(2) 研究テーマの選定と外部評価について

ア 研究テーマの選定

[監査の結果]

研究テーマの企画に当たっては、研究ニーズの収集が重要であるが、各試験研究機関のニーズの収集方法は、表9のとおりである。

業界との意見交換会、業界等の訪問、県内部の意見交換会及び本庁所管課を通じて取りまとめた関係団体、県の機関等からの試験研究の要望が主なものである。衛生環境研究所は施設見学者へ、産業技術センターは企業へアンケートを行っている。

すべての機関において収集した研究ニーズを研究テーマの選定に反映し、活用している。

表9 平成16年度における研究ニーズの収集方法

試験研究機関	アンケート	業界との意見交換会	業界等の訪問	市町村との意見交換会	県内部の意見交換会	その他
衛生環境研究所	(施設見学者)					各分野有識者との懇話会
産業技術センター	(企業)					
農業試験場						農政課を通じた関係機関からの試験研究要望の取りまとめ
園芸試験場						農政課を通じた関係機関からの試験研究要望の取りまとめ
畜産試験場						農政課を通じた関係機関からの試験研究要望の取りまとめ
中小家畜試験場						農政課を通じた関係機関からの試験研究要望の取りまとめ及び各種会議
林業試験場						研究発表会での出席者アンケート及び林政課を通じた関係機関からの試験研究要望の取りまとめ
水産試験場						水産課を通じた関係機関からの試験研究要望の取りまとめ
栽培漁業センター						水産課を通じた関係機関からの試験研究要望の取りまとめ

研究テーマの選定手続として、研究テーマの採択の可否のみでなく採点により研究内容等の評価を

行うことは有効な手法であるが、県職員以外の者が行う外部評価及び県職員が行う内部評価の評価制度の状況は、表10のとおりである。

すべての試験研究機関において、研究テーマの選定に当たっては予算要求前に機関内部での協議及び外部の者からの意見聴取が行われているが、農業試験場及び園芸試験場においては、外部評価は行われていない。

表10 研究テーマの選定における外部評価・内部評価（採点あり）の平成16年度における評価制度の状況

試験研究機関	外部評価	内部評価
衛生環境研究所		×
産業技術センター		
農業試験場	×	×
園芸試験場	×	×
畜産試験場		×
中小家畜試験場		
林業試験場		×
水産試験場		
栽培漁業センター		

各試験研究機関の研究テーマを選定する組織（以下「選定組織」という。）については、表11のとおりである。

農林水産部においては、農林水産各分野における試験研究について効率的な研究開発の推進及び農林水産各分野間の企画・連絡・調整機能の強化を図るため、鳥取県農林水産技術協議会を設置しているが、各分野ごとに部会を設け、農林水産部の各試験研究機関の運営により、研究テーマ、研究成果等について内部又は外部の委員により審議を行っている。

外部評価については、農林水産技術協議会の各部会の日程の中で実施されている。なお、水産試験場及び栽培漁業センターの外部評価委員会の構成員については、同協議会水産部会の委員から県職員を除いた者である。

表11 平成16年度における選定組織の状況

*は、外部評価組織

試験研究機関	組織の名称	構成員	
衛生環境研究所	鳥取県衛生環境研究所研究評価（評価者）*	大学教授	
	鳥取県衛生環境研究所調査研究企画推進委員会	行政担当課（室）長、保健所長会長及び所長	
産業技術センター	鳥取県商工労働部産業技術センター事業外部協議会*	大学教授、関係業界、有識者等	
	鳥取県商工労働部産業技術センター運営協議会	センター長、所長、次長、部長及び課長	
農業試験場	鳥取県農林水産技術協議会主要作物部会	大学（助）教授、国、農業者、関係業界及び場長	
園芸試験場	鳥取県農林水産技術協議会果樹部会	ナシ分科会	大学教授、有識者、農家、農協、農政課専門技術員、場長及び室長
		カキ分科会	大学助教授、農家、農政課専門技術員、場長及び試験地長
		ブドウ分科会	大学教授、有識者、農家、農政課専門技術員、大阪事

		務所、場長及び所長
鳥取県農 林水産技 術協議会 野菜部会	ネギ分科会	有識者、農家、農政課専門技術員、場長及び分場長
	ブロッコリー分科会	有識者、農家、農政課専門技術員、場長及び室長
	スイカ分科会	大学助教授、有識者、農家、農政課専門技術員、場長 及び室長
	ホウレンソウ分科会	農家、農政課専門技術員、場長及び室長
	メロン分科会	農家、農政課専門技術員、場長及び室長
	トマト分科会	農家、農政課専門技術員、場長及び室長
	イチゴ分科会	農家、農政課専門技術員、場長及び室長
	ナガイモ分科会	大学教授、有識者、農家、農政課専門技術員、場長、 所長及び室長
	ラッキョウ分科会	大学教授、農家、農協中央会、農政課専門技術員、場 長、所長及び室長
	中山間地分科会	有識者、農家、農政課専門技術員、場長及び試験地長
鳥取県農 林水産技 術協議会 花き部会	宿根草分科会	大学教授、農家、農政課専門技術員、農業大学校、場 長及び室長
	花壇苗・枝物・芝分 科会	有識者、農家、農協、農政課専門技術員、場長及び室 長
	1. 2年草分科会	大学教授、農家、農協、農政課専門技術員、場長及び 室長
畜産試験場	鳥取県農林水産技術協議会大家 畜部会	大学、独法研究機関、農家、関係団体、場長、農政課 専門技術員及び農業改良普及所
	鳥取県畜産試験場外部評価委員 *	鳥取県農林水産技術協議会大家畜部会の構成員から県 職員を除いた構成員
中小家畜試験場	鳥取県農林水産技術協議会中小 家畜部会	大学教授、関係団体、農家、企業、農協、場長、室長、 本庁各課、農業試験場及び家畜保健衛生所
	外部評価委員 *	鳥取県農林水産技術協議会中小家畜部会の構成員から 外部有識者を選任(大学、関係団体及び農協)
林業試験場	鳥取県農林水産技術協議会林業 部会	大学教授、林業団体、木材団体、林家、独法研究機関、 場長、本庁課長及び産業技術センター長
	鳥取県林業試験場外部評価委員 *	鳥取県農林水産技術協議会林業部会の構成員から県職 員を除いた構成員
水産試験場	内部評価委員会	水産振興局長、水産課の課長、室長及び事務補佐、境 港水産事務所長、空港港湾課漁港室長、栽培漁業セン ター所長並びに場長
	外部評価委員会 *	大学教授、関係団体及び消費者
栽培漁業センター	内部評価委員会	水産振興局長、水産課の課長、室長及び事務補佐、境 港水産事務所長、空港港湾課漁港室長、水産試験場長 並びに所長
	外部評価委員会 *	大学教授、関係団体及び消費者

平成16年度において、選定組織の検討を経ないで翌年度から新たに開始した研究テーマがある機関は、農業試験場及び園芸試験場である。

その理由としては、農業試験場については農林水産技術協議会主要作物部会での検討後、予算要求

の過程で研究実施の必要が生じたためであり、園芸試験場については独立行政法人への研究の応募が12月に行われ、4月に採択されたためであるが、いずれも翌年度に農林水産技術協議会の関係する部に報告を行っている。

研究テーマの選定に当たり、すべての試験研究機関で、本県の他の試験研究機関及び他県の試験研究機関のテーマについて、予算要求のデータベース、公設試験研究機関所属長会議、全国又は地域ブロック会議、全国試験研究一覧等の資料等により把握を行っている。

研究テーマについては、すべての試験研究機関において研究テーマごとに予算（人件費を除く。）の積算を行っているが、研究テーマごとに経理を実施している機関は、衛生環境研究所、水産試験場及び栽培漁業センターの3機関であり、パソコン等の活用により経理を行っている。

なお、監査の結果、研究テーマの選定に関して、次のような適切とはいえない状況が見受けられた。

- ・ 研究テーマの選定において、外部評価が制度として行われていない。（農業試験場及び園芸試験場）
- ・ 研究テーマを選定組織で選定する際に提出された研究計画の資料に、概算の予算額が示されていないものがある。（農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、林業試験場、水産試験場及び栽培漁業センター）

また、研究開始年度の概算予算額は記載しているが、研究期間全体の予算額が示されていない。（衛生環境研究所）

- ・ 研究テーマを選定組織で選定する際に提出された研究計画の資料に、技術移転・普及の対象が明確に示されていないものがある。（産業技術センター、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場及び林業試験場）
- ・ 外部評価の実施要領等の本文には評価項目、評価点等の評価基準が記載されておらず、結果を記載する様式である評価書に当該評価基準が規定されているため、評価基準が分かりにくい。（衛生環境研究所、産業技術センター、畜産試験場、中小家畜試験場、水産試験場及び栽培漁業センター）
- ・ 外部評価の実施要領は水産試験場の場長と栽培漁業センターの所長が共同で策定しているが、策定に係る記録が残されていない。（水産試験場及び栽培漁業センター）

[意見]

新たに開始する研究テーマの選定に当たっては、県職員以外の外部の有識者等による評価を実施されたい。また、人件費を含めた研究に要する概算の予算額及び技術移転・普及の対象を明確にして選定を行われたい。

研究員のコスト意識を一層向上させるため、研究に要した予算の執行状況を把握し、研究テーマごとに適切な予算の執行管理をされたい。

外部評価の実施要領等については、決裁の手続により策定されたい。また、外部評価がどのような基準で行われているか分かりやすくするため、評価基準については、評価結果を記載する様式である評価書でなく、実施要領等の本文に規定されたい。

イ 試験研究の外部評価

[監査の結果]

それぞれの試験研究について、県職員以外の外部の有識者等により評価を行う外部評価の実施状況は、表12のとおりである。

表12 平成16年度における外部評価制度及び実施状況

試験研究機関	事前評価		中間評価		事後評価		開始年度
	制度	実施	制度	実施	制度	実施	
衛生環境研究所		12件		22件		0件	平成16年度

産業技術センター		11件		0件		11件	平成16年度
農業試験場	×	-		0件		2件	平成15年度
園芸試験場	×	-		0件		12件	平成15年度
畜産試験場		8件		3件		2件	平成16年度
中小家畜試験場		0件	×	-		2件	平成15年度
林業試験場		6件		2件		4件	平成15年度
水産試験場		2件		0件		3件	平成15年度
栽培漁業センター		2件		0件		3件	平成15年度

(注) 「-」は制度がないもの、「0件」は制度があるが、該当する評価対象がないこと等により評価が実施されなかったものである。

事前評価とは次年度に実施を予定する新規研究テーマの評価を行うもの、中間評価とは研究期間が2年以上の研究テーマについて、その期間の中間年度における研究の進捗状況等の評価を行うもの、事後評価とは研究期間の終了時に研究の目標達成度等の評価を行うものである。

農業試験場及び園芸試験場は事前評価を、中小家畜試験場は中間評価を制度として実施していないが、その他の試験研究機関は、事前評価、中間評価及び事後評価を制度としてすべて実施している。

外部評価は、その導入の時期が平成15年度又は平成16年度であり、開始されて間もない状況である。

試験研究の外部評価の実施の運用方法を定めた実施要領等については、すべての試験研究機関が定めていた。また、外部評価の評価基準もすべての試験研究機関が定めていた。

各試験研究機関の外部評価の評価基準の概要については、表13のとおりである。評価項目についておおむね類似しており、5段階で評価を行っている試験研究機関が多い。

また、すべての試験研究機関が、評価結果の公表、研究の見直し等の外部評価の結果の取扱いについて外部評価の実施要領等に規定している。

表13 平成16年度における評価基準の概要

1 事前評価

試験研究機関	評価項目							評価基準
	必要性	緊急性	研究目的	期待される効果	研究計画 研究方法	研究体制 研究予算	その他	
衛生環境研究所								5段階評価
産業技術センター								5段階評価
農業試験場	制度なし。							
園芸試験場	制度なし。							
畜産試験場								3、4段階評価
中小家畜試験場								5段階評価
林業試験場								5段階評価
水産試験場								5段階評価
栽培漁業センター								5段階評価

2 中間評価

試験研究機関	評価項目				評価基準
	進捗状況 <small>ちよく</small>	研究内容	研究の達成度	その他	
衛生環境研究所				課題の取扱	2～4段階評価
産業技術センター					5段階評価

農業試験場				研究成果、研究成果の実用化、研究成果の発展性	5段階評価
園芸試験場				研究成果、研究成果の実用化、研究成果の発展性	5段階評価
畜産試験場					4段階評価
中小家畜試験場	制度なし。				
林業試験場				研究計画等の変更は妥当か。	5段階評価
水産試験場				研究目的・意義、研究成果、研究成果の活用	5段階評価
栽培漁業センター				研究目的・意義、研究成果、研究成果の活用	5段階評価

3 事後評価

試験研究機関	評価項目				評価基準
	研究成果	研究成果の実用化	研究成果の発展性	その他	
衛生環境研究所				目標の達成度、成果の取扱い、今後の研究方向	3、4段階評価
産業技術センター				進捗状況	5段階評価
農業試験場					5段階評価
園芸試験場					5段階評価
畜産試験場					3、4段階評価
中小家畜試験場					5段階評価
林業試験場					5段階評価
水産試験場				研究目的・意義、取組内容	5段階評価
栽培漁業センター				研究目的・意義、取組内容	5段階評価

各試験研究機関の試験研究の外部評価を実施する者の状況は、表14のとおりである。

農林水産部の試験研究機関においては、農林水産技術協議会の各部会委員から県職員を除いた者（畜産試験場は、その中から課題ごとに選任）が外部評価の構成員となっている。なお、外部評価については、農林水産技術協議会の各部会の日程の中で実施されている。

表14 平成16年度における外部評価の評価組織及び構成員

試験研究機関	名 称	構成員内訳 (人)						
		国	大学	(独法) 研究機関	その他 有識者	関係業界	消費者	計
衛生環境研究所	鳥取県衛生環境研究所研究評価に係る評価者		3					3
産業技術センター	鳥取県商工労働部産業技術センター事業外部協議会		3		2	5		10
農業試験場	農林水産技術協議会主要作物部会	1	2			12		15

園芸試験場	農林水産技術協議会	果樹 部会	ナシ分科会		1		2	20		23
			カキ分科会		1			10		11
			ブドウ分科会		1		1	9		11
	野菜 部会	ネギ分科会					1	23		24
		ブロッコリー分科会					1	14		15
		スイカ分科会			1		1	11		13
		ハウレンソウ分科会						7		7
		メロン分科会						7		7
		トマト分科会						6		6
		イチゴ分科会						6		6
		ナガイモ分科会			1		1	9		11
		ラッキョウ分科会			1		1	19		21
		中山間地分科会					1	12		13
	花き 部会	宿根草分科会			1			6		7
花壇苗・枝物・芝分科会						2	8		10	
1.2年草分科会				1			12		13	
畜産試験場	外部評価委員			1	1		16		18	
中小家畜試験場	外部評価委員会			1			8		9	
林業試験場	評価委員			2	1	3	8		14	
水産試験場	外部評価委員会			2			6	1	9	
栽培漁業センター	外部評価委員会			2			6	1	9	
合 計				1	24	2	16	240	2	285

外部評価の評価結果の決定、その公表の時期等については、表15のとおりであり、概要のみの試験研究機関もあるが、すべての試験研究機関において評価結果をホームページにより公表している。

表15 平成16年度における評価結果の決定及び公表の時期等

試験研究機関	評価結果の決定	評価結果の公表	公表方法	公表内容		
				評価結果	評価実施者の意見	左の意見への対応
衛生環境研究所	平成16年10月	平成16年11月	ホームページ			
産業技術センター	平成17年 3月	平成17年 4月	ホームページ			
農業試験場	平成17年 3月	平成17年 4月	ホームページ			
園芸試験場	平成16年 9月 平成17年 2月	平成16年11月	ホームページ			
畜産試験場	平成16年 8月	平成16年 9月	ホームページ			×
中小家畜試験場	平成16年10月	平成16年10月	ホームページ			×
林業試験場	平成16年12月	平成17年 2月	ホームページ			
水産試験場	平成16年 8月 平成17年 3月	平成17年 5月	ホームページ		×	×
栽培漁業センター	平成16年 8月 平成17年 3月	平成17年 5月	ホームページ		×	×

外部評価に際しての評価者からの意見については、すべての試験研究機関において、研究内容の見直し、予算要求の見合わせ等に反映させている。

また、すべての試験研究機関において、外部評価での評価者からの意見に対する対応については、ホームページで公表するほか、評価者に対して、評価の会議当日に説明を行い、又は翌年度の会議等で報告を行っている。

なお、監査の結果、試験研究の外部評価に関して、次のような適切とはいえない状況が見受けられた。

(ア) 評価の実施状況

- ・ 事前評価が制度として行われていない。(農業試験場及び園芸試験場) また、中間評価が制度として行われていない。(中小家畜試験場)
- ・ 外部評価の会議において、1日に10課題以上の多数の研究テーマを評価者に説明しており、日程的に厳しい状況が見受けられた。(衛生環境研究所、産業技術センター、畜産試験場及び林業試験場)

(イ) 評価基準

- ・ 現状では、各評価者が各評価項目の評価を点数化したものに対して算出した平均点若しくは合計点又はA、B、C等の評価の分布状況及び評価者の意見を総合的に判断して評価決定をしているが、各評価者が評価した各評価項目の集計方法及び集計した数値の評価方法について、外部評価の実施要領等に明瞭に規定されていない。(全試験研究機関)
- ・ 外部評価の実施要領等の本文には評価項目、評価点等の評価基準が記載されておらず、結果を記載する様式である評価書に当該評価基準が規定されているため、評価基準が分かりにくい。(衛生環境研究所、産業技術センター、畜産試験場、中小家畜試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
- ・ 研究テーマを中間評価の対象とするか否かについての選定基準について、実施要領では客観性が乏しく、不明確な規定となっている。(衛生環境研究所、水産試験場及び栽培漁業センター)
- ・ 中間評価は研究の進捗状況、目標達成の可能性、継続の必要性(課題の取扱い)等を評価すべきものであるが、中間評価の評価項目が事後評価の評価項目と同じとなっている。(農業試験場、園芸試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
- ・ 毎年データを集積して分析を行うモニタリング等の試験研究については外部評価に馴染まないため外部評価を行っていないが、実施要領に外部評価の対象外とする旨の規定がされていない。(農業試験場)
- ・ モニタリング等の試験研究の中には外部評価の必要性の乏しいものもあるが、すべて外部評価の対象としている。(衛生環境研究所)
- ・ 外部評価の実施要領は、水産試験場の場長と栽培漁業センターの所長が共同で策定しているが、策定に係る記録が残されていない。(水産試験場及び栽培漁業センター)
- ・ 外部評価に当たり、評価者へ試験研究の概要を説明する評価資料が評価項目に沿った様式となっていないため、評価しづらいものとなっている。(畜産試験場及び中小家畜試験場)

(ウ) 評価の運用

- ・ 試験研究の内容を説明した外部評価の会議を開催してから2月以上を経過して、外部評価結果の決定が行われている。(衛生環境研究所、産業技術センター、園芸試験場、中小家畜試験場及び林業試験場)
- ・ 試験研究の概要を説明する評価資料が外部評価の会議の当日に評価者へ配布されている。(園芸試験場)
- ・ 外部評価の会議に出席した評価者から、評価結果を記載した評価書が提出されていないものがあった。(畜産試験場、中小家畜試験場、水産試験場及び栽培漁業センター) また、提出された

評価書に評価されていない評価項目があるままこれを受領し、そのまま評価の集計を行っていた。
(衛生環境研究所、産業技術センター、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、林業試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)

- ・ 事前評価において試験研究の概要を説明する評価資料(研究計画書等)に、試験研究に要する概算の予算額が示されていないものがある。(畜産試験場、林業試験場、水産試験場及び栽培漁業センター) また、研究開始年度の概算予算額は記載しているが、研究期間全体の予算額が示されていない。(衛生環境研究所)
- ・ 中間評価又は事後評価において試験研究の概要を説明する評価資料(研究成果報告書等)に、試験研究に要した経費の支出額が示されていないものがある。(衛生環境研究所、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
- ・ 外部評価の対象となる試験研究の内容を説明する外部評価の会議に、3名以上の評価者の欠席があった。(農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場及び林業試験場) また、評価を辞退する評価者があった。(園芸試験場) その中で、評価書が提出されなかったこと又は欠席により、1人又は2人の評価者で評価を実施したものがあった。(畜産試験場)
- ・ 外部評価の評価結果の取りまとめにおいて、一般的には、各評価者が評価した総合的な評価項目である「総合評価」の平均値で判定を行うものと考えられるが、「総合評価」も他の評価項目と同様な一項目として集計して全体の平均値を算出し、総合的な判定を行っている。(水産試験場及び栽培漁業センター)
- ・ 各評価者が評価した結果を取りまとめた評価結果の決定を口頭了解等により行っており、決裁の手続をとっていない。(農業試験場及び畜産試験場) また、水産試験場の場長及び栽培漁業センターの所長が集計を行っているが、決定についての決裁の手続がない。(水産試験場及び栽培漁業センター)
- ・ 実施要領では林業試験場の場長が評価資料を評価者に送付するよう規定されているが、農林水産技術協議会林業部会の事務を林政課林業専門技術員室が行っているため、林政課林業専門技術員室が部会長林業試験場長の名義で配布を行っている。また、評価結果も場長に送付されず、林政課林業専門技術員室が受領し、評価結果の集計を行っている。(林業試験場)

(工) 評価結果の公表

- ・ 評価結果の概要並びに外部評価委員の意見及びそれに対する対応をホームページにより公表しているが、研究テーマ別の評価結果(評点)については公開していない。(衛生環境研究所)
- ・ 外部評価の制度の概要は公表しているが、外部評価の運用方法を定めた実施要領は公表されていない。(産業技術センター、畜産試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
- ・ 外部評価の評価結果を決定してから1月以上を経過して、外部評価結果の公表が行われている。(林業試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
- ・ 「太陽光や防虫ネット等を利用したスイカ・ホウレンソウの有機栽培体系」の事後評価の結果が公表されていなかった。(園芸試験場) また、「乾乳期間の短縮に関する試験」「フリーストール牛舎におけるカウコンフォートの検証」の総合評価の評価結果が各々2.7であるのに2.8と公表されていた。(畜産試験場)
- ・ 外部評価において評価者から出された意見について公表していない。(水産試験場及び栽培漁業センター) また、評価者から出された意見に対する試験研究機関の対応について公表していない。(畜産試験場、中小家畜試験場、水産試験場及び栽培漁業センター)
- ・ 評価結果の公表について決裁の手続をとっていない。(農業試験場及び畜産試験場)

[意見]

(ア) 評価の実施状況

試験研究の外部評価について、多くの試験研究機関で事前評価、中間評価及び事後評価が実施

されているが、中には事前評価又は中間評価を実施していない試験研究機関も見受けられる。これらの試験研究機関についても事前評価及び中間評価を実施されたい。

試験研究の内容を説明する外部評価の会議においては、評価者への説明時間及び質疑応答の時間を十分に確保して実施されたい。

(イ) 評価基準

外部評価の結果がどのように導き出されたかを明らかにするために、各評価者が評価した各評価項目の集計方法及び集計した数値の評価方法について、外部評価の実施要領等に明確に規定されたい。また、外部評価がどのような基準で行われているか分かりやすくするため、評価基準については、結果を記載する様式である評価書でなく、実施要領等の本文に規定されたい。

中間評価の対象とする研究テーマについては、外部評価の実施要領等に対象とする基準を明確に規定されたい。また、中間評価の評価項目が事後評価の評価項目と同じ試験研究機関にあつては、中間評価が研究の進捗状況、目標達成の可能性、継続の必要性（課題の取扱い）等々を評価するものとなるよう評価項目の見直しをされたい。

モニタリング等の試験研究について外部評価に馴染まないため外部評価を実施していないものがある場合は、実施要領に外部評価の対象外とするよう明確に規定されたい。また、外部評価の対象の選定に当たっては、一律にすべてを対象とすることなく、外部評価の必要性を十分検討し、精査されたい。なお、その際には、実施要領に評価対象外とする規定を明記されたい。

外部評価の実施要領等については、決裁手続をとって作成し、公文書として保存・管理されたい。

外部評価に当たり、試験研究の概要を評価者へ説明する評価資料が評価項目に沿った様式となっていないものについては、評価者の利便性を図るため、様式の改善を図られたい。

各試験研究機関の評価基準についてはおおむね類似していると思われるので、各試験研究機関間の評価結果の比較が可能となるように、評価基準の統一を検討されたい。

(ウ) 評価の運用

外部評価の評価者については、県内の大学、関係団体等の有識者が大部分を占めているが、透明性を一層確保するために、県外の大学、研究機関等の有識者を評価者に加えることを検討されたい。

試験研究の内容を説明した外部評価の会議の開催後速やかに、各評価者が行った各研究テーマの評価結果を取りまとめ、外部評価結果の決定を行われたい。

試験研究の概要を説明する評価資料については、評価者が外部評価の会議に十分な準備ができるよう、事前に配布されたい。

適正な外部評価が実施されるようにするため、会議に出席した評価者に研究テーマの評価項目のすべてを評価していただくよう取り計られたい。また、外部評価の会議に評価者の欠席が多かった試験研究機関においては、出席状況の改善を図られたい。

費用対効果を評価する点から、事前評価において試験研究の概要を説明する評価資料（研究計画書等）には、試験研究に要する概算の予算額（人件費を含む。）を明記されたい。また、中間評価及び事後評価においては、試験研究の概要を説明する評価資料（研究成果報告書等）に、試験研究に要した経費（人件費を含む。）の支出額を明記されたい。

外部評価の評価結果の取りまとめについて、「総合評価」も他の評価項目と同様に一項目として集計して全体の平均値を算出し、総合的な判定を行っている試験研究機関においては、その取扱いの見直しを検討されたい。

各評価者が評価した結果を取りまとめた評価結果の決定については、決裁手続をとり、公文書として保存・管理されたい。

林業試験場の外部評価の事務処理については、林政課林業専門技術員室ではなく、林業試験場

において執り行われたい。

(エ) 評価結果の公表

外部評価の実施要領、外部評価の研究テーマ別の評価結果、評価者から出された意見及びそれに対する試験研究機関の対応については、すべての試験研究機関において公表されたい。また、公表に当たっては、外部評価の評価結果の決定後速やかに行うこととし、かつ、公表漏れや内容を誤ることなく正確に行われたい。なお、評価結果の公表については、決裁手続をとり、公文書として保存・管理されたい。

(3) 成果の活用について

ア 技術移転・普及

[監査の結果]

すべての試験研究機関が、ホームページ、業務報告書、報告会、説明会等の会議、論文又は学会発表等により、試験研究の成果の周知を行っている。

技術移転・普及のための講習会等及び巡回指導の実施状況は表16のとおりであり、講習会等の開催件数が最も多かったのは園芸試験場の57件であり、巡回指導の件数が最も多かったのは産業技術センターの515件であった。

衛生環境研究所は、行政検査が主な業務となっており、相談等必要に応じて個別の技術指導等を行っているが、技術移転・普及のための講習会等及び現地技術指導は行っていない。

なお、これらの講習会等及び巡回指導は、すべて無料で実施されていた。

また、衛生環境研究所以外の試験研究機関では、技術を移転し、又は普及した成果について、そのフォローアップを行っている。

表16 平成16年度における講習会等の開催件数及び巡回指導の延べ件数

試験研究機関	講習会等の開催件数	巡回指導件数
衛生環境研究所	0	0
産業技術センター	5	515
農業試験場	24	15
園芸試験場	57	160
畜産試験場	9	26
中小家畜試験場	5	63
林業試験場	13	41
水産試験場	6	10
栽培漁業センター	7	25

すべての試験研究機関において、試験研究の成果を、行政施策の立案、翌年度以降の研究テーマの設定等へ反映させている。

[意見]

試験研究の成果は活用されてこそ効果が生じるものであるため、実用可能な研究成果については、普及組織等と連携して、研究成果の技術移転・普及を一層速やかに促進されたい。

技術移転・普及のために実施する講習会、現地技術指導等については、一律に無料とすることなく、技術移転・普及の対象及び内容を精査して、必要な場合には受益者負担を導入することを検討されたい。

イ 成果の公表

[監査の結果]

試験研究の成果の公表について基準・実施要領を定めている試験研究機関は衛生環境研究所のみであり、平成16年6月に「衛生環境研究所の調査研究結果の取扱について」を策定している。

試験研究の成果の公表状況については表17のとおりであり、件数が最も多かったのは衛生環境研究所及び産業技術センターの32件であり、次いで園芸試験場の31件、林業試験場の30件となっている。

なお、表17にあげたもののほかに、産学官連携フェスティバル、鳥取県公設試験研究機関・県内大学合同発表会、業務報告書及びホームページにより試験研究の成果の公表を行っている。

表17 平成16年度における成果の公表の実施状況（テーマ件数）

試験研究機関	学術論文 学術図書	学会報告	講演・研 修会	記者発表	その他	計
衛生環境研究所	0	18	2	0	12	32
産業技術センター	5	12	13	0	2	32
農業試験場	0	9	10	0	0	19
園芸試験場	8	12	1	6	4	31
畜産試験場	1	2	0	0	0	3
中小家畜試験場	0	1	6	0	0	7
林業試験場	0	12	13	0	5	30
水産試験場	0	0	3	1	0	4
栽培漁業センター	2	3	0	2	1	8
合 計	16	69	48	9	24	166

(注) 産学官連携フェスティバル、鳥取県公設試験研究機関・県内大学合同発表会、業務報告書及びホームページは除く。

平成14年度から平成16年度までに全国の研究成果を対象とした表彰については、産業技術センターにおいて2件、園芸試験場において1件、林業試験場において1件、それぞれ表彰を受けている。

[意見]

成果の公表に当たっては、成果がまとまり次第、知的財産権の取得について配慮しながら、速やかに、また、県民に分かりやすく公表されたい。

ウ 知的財産権の取得

[監査の結果]

平成17年3月31日現在の知的財産権の出願及び登録の状況は表18のとおりであり、特許権の出願及び登録が最も多いものは、産業技術センターの出願中11件、登録済6件、計17件である。

品種登録が最も多いものは、園芸試験場の4件である。

特許権の実施許諾等の活用が出願中のものも合わせて最も多いものは、産業技術センターの5件であり、品種登録の実施許諾等の活用が最も多いものは、園芸試験場の3件である。

知的財産権の活用による県の平成16年度収入額は、産業技術センターの特許に関するもので1,544円、農業試験場の特許に関するもので28,244円、園芸試験場の品種登録に関するもので1,978円と少額に留まっている。

表18 知的財産権の出願及び登録並びに活用の各件数（平成17年3月31日現在）

試験研究機関	特許権			品種登録		
	出願中	登録済	活用中	出願中	登録済	活用中
衛生環境研究所	1	0	1	0	0	0
産業技術センター	11	6	5	0	0	0
農業試験場	1	4	1	0	1	1
園芸試験場	2	0	0	0	4	3
畜産試験場	0	0	0	0	0	0

中小家畜試験場	1	0	0	0	0	0
林業試験場	1	0	0	0	1	0
水産試験場	0	0	0	0	0	0
栽培漁業センター	0	0	0	0	0	0
合 計	17	10	7	0	6	4

知的財産権の登録後2年以上活用されていないものについては、特許権については産業技術センターに関するものが3件、農業試験場に関するものが2件、品種登録については園芸試験場に関するものが1件、林業試験場に関するものが1件である。

また、平成12年度から平成16年度までの5年間で活用されずに消滅した知的財産権は、産業技術センターに関する特許権1件であった。

取得した知的財産権のPRについては、産業技術センター、農業試験場及び園芸試験場において社団法人発明協会鳥取県支部が発行した「使ってみたい鳥取県版特許集2005」へ掲載したほか、産業技術センターにおいて「中四国特許流通フェア2004」への出展参加が行われている。

知的財産権の取得対策の取組としては、衛生環境研究所における職員を対象とした「特許セミナー」の開催、産業技術センターにおける社団法人発明協会鳥取県支部主催の「知的財産セミナー」等への参加及び園芸試験場における特許情報検索研修会の開催が行われている。

なお、監査の結果、知的財産権の取得に関して、次のような適切とはいえない状況が見受けられた。

- ・ 「遠隔教育コミュニケーション方式」ほか3件の職務発明について、職員の職務発明等に関する規則（昭和52年鳥取県規則第40号）第8条第1項の規定に基づき、職員が県に特許を受ける権利を譲渡したことを示す譲渡証書がなかった。（産業技術センター）
- ・ 「球形和紙の製造方法及び球形和紙の製造装置」ほか2件の職務発明について、研究員から勤務発明届が提出されてから知事の職務発明の認定が行われるまで約2月を要している。（産業技術センター）また、「家畜の非手術的受精卵移植に用いる器具」の職務発明について、研究員から勤務発明届が提出されてから知事の職務発明の認定が行われるまで約3月を要している。（中小家畜試験場）
- ・ 「とりの泉」の品種登録の出願について、研究員から職務育成品種育成届出書が平成14年3月11日に提出されてから平成17年4月15日に出願されるまで多大な日数を要している。（農業試験場）
- ・ 「選別機能付き曳き網」について研究員から勤務発明届が提出され、知事の職務発明の認定及び県への権利承継の決定が行われたが、その後、特許権の出願の手続が行われていない。（水産試験場）
- ・ 特許権の実施許諾を行っているが、県有特許権等の実施許諾に関する取扱要領（平成15年5月1日付産開第78号商工労働部長通知）に基づく実施許諾台帳が整備されていない。（衛生環境研究所及び産業技術センター）
- ・ 特許出願中の発明について、実施許諾契約を締結している相手から契約に基づく発明の利用の実施状況の報告を徴していない。（衛生環境研究所）また、特許権に係る発明について、実施許諾契約を締結している相手から契約に基づく発明の利用の実施状況の報告を徴していない。（産業技術センター）
- ・ 知的財産権の登録後2年以上活用されていないものがあり、活用が図られていない。（産業技術センター、農業試験場、園芸試験場及び林業試験場）また、知的財産権が活用されずに消滅したものがあった。（産業技術センター）

[意見]

知的財産権の取得手続については、職員の職務発明等に関する規則、鳥取県職務育成品種規程（平

成8年鳥取県訓令第7号)等の規定に従い、速やかに知的財産権の出願の事務手続を行われたい。また、その際には知的財産権を受ける権利を県に譲渡したことを示す譲渡証書等を遺漏なく職員から受領されたい。

特許権の活用にあたっては、実施許諾台帳を整備するとともに、契約に基づく発明の利用の実施状況の報告を契約の相手から徴取されたい。

取得した知的財産権については、積極的なPRを行う等その活用に取り組みされたい。また、知的財産権の登録の継続の可否について判断基準を定めて、適正に管理を行われたい。

県の試験研究機関の公開特許件数は全都道府県中最下位であるが、多額の研究費を投じて得られた試験研究の成果を活用するため、積極的に知的財産権の取得に取り組みされたい。

国内の公的機関が育成した登録品種の違法栽培、海外への無許可持ち出し等知的財産権が侵害される事件が起きているため、侵害事実を立証する遺伝子鑑定技術を開発する等県の知的財産権の侵害を防止する取組を積極的に図られたい。

知的財産権の取得及び活用を図っていくため、知的財産権に関する知識及び取得手続について職員が十分な知識を修得できるよう、試験研究機関の職員に限らず、幅広く職員に研修を実施されたい。

種苗法(平成10年法律第83号)の規定に基づく登録品種の育成者権について、公有財産として公有財産台帳に登録されていない状況が見受けられるので、公有財産台帳に登録し、適切に管理されたい。

2 機器等について

(1) 機器等の選定・導入について

ア 選定・導入方法

[監査の結果]

平成17年3月31日現在、監査対象機関が試験研究、依頼検査等に使用している機器等で、取得価格が1,000万円以上のもの又は年間の賃借料が200万円以上のもの(以下「監査対象機器等」という。)については表19のとおりであり、最も保有数が多いものは産業技術センターの83台で、次いで衛生環境研究所の17台である。水産試験場は、該当がなかった。

なお、賃借した機器等については、いずれの試験研究機関も該当がなかった。

表19 監査対象機器等の保有状況(平成17年3月31日現在)

(単位:台)

試験研究機関	購入した機器等	賃借した機器等
衛生環境研究所	17	0
産業技術センター	83	0
農業試験場	3	0
園芸試験場	8	0
畜産試験場	4	0
中小家畜試験場	1	0
林業試験場	11	0
水産試験場	0	0
栽培漁業センター	1	0
合 計	128	0

機器等の整備計画の策定状況は表20のとおりであり、園芸試験場、畜産試験場及び中小家畜試験場においては、計画に沿って機器等の整備を行っている。

衛生環境研究所においては、個別具体的な機器の整備を定めたものではないが、平成14年10月に「鳥取県衛生環境研究所の試験検査備品管理及び整備方針」を策定し、この方針に沿って機器等の整備を行っている。

その他の試験研究機関については、新たな試験研究テーマ及び企業ニーズを勘案し、又は故障による更新により必要に応じて導入を図っている。

表20 機器等の整備計画の策定状況（平成17年3月31日現在）

試験研究機関	名 称	策定年月
園芸試験場	備品施設整備計画	平成15年8月
畜産試験場	今後3～5年間に研究に要する備品整備状況	平成15年11月
中小家畜試験場	中小家畜試験場整備計画	平成15年3月

機器等の仕様等の選定は、試験研究機関の内部で協議して行われているが、機器等の仕様等を選定するために設置された組織として、衛生環境研究所に品質管理システム検討委員会、産業技術センターに機器仕様検討委員会がある。また、牛を選定する組織として畜産試験場に鳥取県和牛産肉能力検定委員会があり、この構成員には、試験研究機関以外の外部の者も加わっている。

なお、衛生環境研究所の自動雨水採取器の選定については、当該機器が全国環境研協議会・酸性雨調査部会による全国共同調査に使用するものであり、同部会から機種を推奨されたため、品質管理システム検討委員会の検討を経ないで選定している。

平成14年度から平成16年度までに導入した監査対象機器等については、表21のとおりである。

その中で、随意契約により導入した機器は、産業技術センターで1台、畜産試験場で1台あるが、いずれも指名競争入札の結果不落札であったため、最も入札金額が低い者と随意契約を締結したものである。

表21 平成14年度から平成16年度までの導入機器の状況

試験研究機関	取得年度	機器数	取得金額(円)
衛生環境研究所	平成14年度	8	183,351,000
	計	8	183,351,000
産業技術センター	平成14年度	4	82,446,000
	平成15年度	3	75,705,000
	平成16年度	3	39,296,250
	計	10	197,447,250
農業試験場	該当なし。		
園芸試験場	該当なし。		
畜産試験場	平成16年度	2	48,552,000
	計	2	48,552,000
中小家畜試験場	平成16年度	1	17,640,000
	計	1	17,640,000
林業試験場	該当なし。		
水産試験場	該当なし。		
栽培漁業センター	該当なし。		
合 計	平成14年度	12	265,797,000
	平成15年度	3	75,705,000
	平成16年度	6	105,488,250
	計	21	446,990,250

平成16年度に導入した機器等（監査対象機器等に該当がない場合は取得価格が一番高額な機器等）の選定に当たり、衛生環境研究所を除いた試験研究機関については、複数の機種を比較した資料を用いて検討している。衛生環境研究所において検討していない理由としては、選定する機器等が全国環

境研協議会・酸性雨調査部会による全国共同調査に使用するものであり、同部会から機種を推奨されたためである。

平成17年度に導入する機器等（取得価格が1,000万円以上若しくは年間の賃借料が200万円以上の機器等又はこれらに該当がない場合は取得価格が一番高額な機器等。以下同じ。）の選定に当たり、産業技術センター及び畜産試験場においては、使用日数を想定して検討していなかった。その理由としては、産業技術センターにおいては使用頻度よりも試験研究上の必要性を重視しているためであり、畜産試験場においては当該機器の選定は老朽化した機器の更新であり、かつ、必要な機器であるためである。

平成17年度に導入する機器等の選定に当たり、外部への利用開放を予定している機器等で利用者のニーズ、意見等を把握していたのは、産業技術センターのみであった。他の試験研究機関は、外部への利用開放の予定がないということであった。

（注） 利用開放：試験研究機関が所有する機器等を広く県民又は企業の利用に供すること。

機器等の導入の検討に当たり、機器等の導入方法（機器等の購入又はリース、他の研究機関の機器等の活用、外部委託等）を判断する基準がある試験研究機関はなかった。

なお、監査の結果、選定・導入方法に関して、次のような適切とはいえない状況が見受けられた。

- ・ 機器等の導入に当たり、機器等の使用日数を想定して検討していなかった。（産業技術センター及び畜産試験場）
- ・ 畜産課が購入し、畜産試験場又は中小家畜試験場（以下「試験場」という。）に保管換えをして設置する機器の仕様書について、事前に場長の口頭の承認は得ているが、場長の文書決裁を受けていないものがあつた。（畜産試験場）また、事前に試験場と畜産課で協議を行い、機器の仕様を決定しているが、場長の文書決裁を受けていないものがあつた。（中小家畜試験場）
- ・ 平成14年度から平成16年度までに導入した機器の購入時期について、その多くが第4四半期に購入されており、機器の取得が遅延している。（産業技術センター）
- ・ 上架用ウインチの導入に当たり、3者による見積徴取を実施しているが、伺書による業者選定が行われていない。（栽培漁業センター）

[意見]

機器等の導入に当たっては、試験研究上の必要性のみならず、使用頻度も考慮し、経済性・効率性の点にも配慮して検討されたい。

重要物品又は契約金額が一定額以上のものについては、予算執行の効率化を図ることから、出納機関で使用する物品の集中取得にかかる事務取扱要領（昭和43年3月7日付発出第106号総務部長、出納長通知）により、出納機関において使用する物品の取得を本庁において行い、本庁で一括して購入契約を行うこととされている。これによれば、1契約の予定価格が300万円以上の物品又は1個の予定価格が200万円以上の物品については、主管課において物品請求書等を提出し、取得の事務手続を行うこととしている。試験研究機関が本庁を通じて試験研究機器を取得する場合には、本庁主管課が物品請求書に添付する仕様書について、意思決定を明確にするため事前に試験研究機関の長の決裁手続をとるようにされたい。

物品取得の迅速化を図るため、本庁機関である衛生環境研究所及び産業技術センターの試験研究機器の取得においては、出納局による集中取得によらず、直接取得することを検討されたい。

機器の購入に当たっては、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）等の規定に従い、予算を効率的に執行するとともに、機器の有効活用を図るため速やかに取得されたい。

(2) 機器等の活用について

ア 利用状況

[監査の結果]

平成16年度の年間使用日数が10日未満の機器は表22のとおりであり、衛生環境研究所で1台、産業技術センターで18台（うち使用実績がないもの10台、耐用年数内のもの9台）、林業試験場で6台（うち使用実績のないもの1台、耐用年数内のもの4台）である。

表22 平成16年度における年間使用日数が10日未満の機器

試験研究機関	機器等の名称	年間 使用 日数	使用日数が少ない 理由	利用向上に向けての 対応方針	
衛生環境研究所	原子吸光光度計	0	故障	廃棄を検討	
産業技術 センター	鳥取庁 舎	半導体直流特性試験装置	0	故障	廃棄を検討
		光スペクトルアナライザ装置	0	測定対象の性能変化による陳腐化	廃棄を検討
		視覚化シュミレーション装置	0	老朽化	廃棄を検討
		視覚解析装置	0	課題終了	今後の研究に活用
		福祉用具設計評価装置	0	老朽化	今後の研究に活用
		介護動作試験装置	0	課題終了	今後の研究に活用
		I C 薄膜除去装置	4	依頼試験の減少	今後の研究に活用
		U S B 2 . 0 開発環境試験装置	2	研究員の異動	研究員が復帰し、活用中
		蛍光X線分析装置	0	年度末に取得	取得翌年度より機器開放
		家具強度試験機	5	事業所数の減少及び事業目的の達成	県内企業への技術普及の推進
	赤外放射温度計	6	記録の不備	記録簿整備	
	機械素 材研究 所	蛍光X線分析装置	0	故障	廃棄を検討
		顕微ラマン分光システム	0	故障	修理に向け検討
温度キャリブレーションシステム		5	企業ニーズが低い。	講習会等による利用の啓発	
電気めっき装置		5	年度末に取得	技能検定及び技術者の養成に活用	
食品開 発研究 所	高压処理装置	0	企業ニーズなし。	機器利用の普及啓発	
	糖分析装置	8	効率的な運用による稼働日数の減	今後の研究に活用	
	プロテインシーケンサ	6	当初より頻繁な使用を想定せず。	今後の研究に活用	
林業試験場	小型試験機	6	試験ニーズの減及び記録の不備	機器利用の普及啓発	
	原子吸光装置	6	課題終了	今後の研究に活用	
	250mmシングルスライサー	2	課題終了	機器利用の普及啓発	
	フィンガージョイント加工機	0	課題終了	機器利用の普及啓発	
	5軸モルダー	5	記録の不備	機器利用の普及啓発	
	ホットプレス	8	記録の不備	機器利用の普及啓発	

平成14年度から平成16年度までに導入した機器等で、平成16年度の年間使用日数が導入時に想定した使用日数の半以下のもは、産業技術センターで蛍光X線分析装置及び電気めっき装置の2台で

ある。その理由としては、それぞれ、外部に利用開放する機器であるが翌年度から開放するため、機器の取得が年度末となったためである。

産業技術センター、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場及び水産試験場においては、使用記録簿等により機器の使用状況を記録した機器の管理が行われていないものがあった。

なお、監査の結果、利用状況に関して、次のような適切とはいえない状況が見受けられた。

- ・ 記録の不備、年度末での購入、故障等のためもあるが、使用実績が年間10日未満の機器がある。(衛生環境研究所、産業技術センター及び林業試験場) その中で、研究員の異動により機器が使用されていない状況が見受けられた。(産業技術センター)

[意見]

必ずしも使用日数が少ないことが有効活用されていないという訳ではないが、使用日数の極めて少ない機器があったので、処分方法及び今後の有効活用について検討されたい。また、今後の導入に当たっては、使用日数も想定し、十分に検討されたい。

使用の記録については、機器の有効活用、保守点検又は更新の必要性を判断するためにも必要であるので、一定の重要な機器等については使用記録簿等の作成について検討されたい。

イ 開放状況

[監査の結果]

試験研究機関が所有する機器等を県民又は企業に広く利用開放している試験研究機関は産業技術センター及び林業試験場であり、それぞれホームページ、パンフレット等で利用開放の周知を行っている。なお、すべての機器等を外部への利用開放の対象としているものではない。

このうち、平成16年度の外部の年間使用日数が10日未満の機器は表23のとおりであり、産業技術センターで16台(うち使用実績がないもの6台、耐用年数内のもの12台)、林業試験場で10台(うち使用実績がないもの5台、耐用年数内のもの4台)である。この中で、産業技術センターの蛍光X線分析装置については、平成16年度に取得し、平成17年度以降に利用開放を予定しているものである。

表23 平成16年度における外部の年間使用日数10日未満の機器

試験研究機関	機器等の名称	年間使用日数	使用日数が少ない理由	利用に向けての対応方針
産業技術センター	鳥取 半導体直流特性試験装置	0	故障	廃棄を検討
	庁舎 瞬間マルチ測光システム	7	県内企業への技術移転が未成熟	機器利用の普及啓発
	床材料強度試験機	1	企業ニーズが少ない。	機器利用の普及啓発
	複合系材料インピーダンス測定装置	4	県内企業への技術移転が未成熟	機器利用の普及啓発
	半導体直流特性試験装置	3	県内企業への技術移転が未成熟	機器利用の普及啓発
	微細パターン描画装置	0	県内企業への技術移転が未成熟	機器利用の普及啓発
	USB2.0開発環境試験装置	2	研究員の異動	産学官共同研究に活用中
	蛍光X線分析装置	0	平成17年度以降の機器開放	機器開放中
	家具強度試験機	0	事業所数の減少及び事業目的の達成	機器利用の普及啓発
	赤外放射温度計	6	県内の電子基板組立企業の減少	機器利用の普及啓発
	高精細静止画像評価装置	3	研究員の異動	機器利用の普及啓発
機械素材	X線回析装置	7	研究員の異動	操作可能な研究員を育成し活用中

研究 所	温度キャリブレーション テム	5	企業ニーズが低い。	機器利用の普及啓発
	超微細深穴加工機	0	試験研究に専ら使用	研究終了後、利用開放を検討
	HIP装置	2	新素材開発企業の減少	業界への技術支援
食品 開発 研究 所	糖分析装置	0	企業の機器使用の知識経験の不足及び使用準備の煩雑さ	機器利用のマニュアル化及び機器利用の普及啓発
林業試験場	高周波減圧木材乾燥機	0	製材業界の高周波乾燥へのニーズの減	機器利用の普及啓発
	電熱式木材乾燥機	0	乾燥庫の容積不足による製材業界のニーズの減	機器利用の普及啓発
	実大木材乾燥機	4	手数料の割高感及び製材所の機器所有による利用の減	機器利用の普及啓発
	小型試験機	0	実物の一部を使用した試験ニーズの減	機器利用の普及啓発
	原子吸光装置	3	専門的な技術を要する。	機器利用の普及啓発
	画像解析装置	0	陳腐化	非開放を検討
	250mmシングルスライサー	1	業務の外部委託による企業ニーズの減	機器利用の普及啓発
	フィンガージョイント加工機	0	利用者である集成材メーカーが県内にな ない。	機器利用の普及啓発
	5軸モルダー	2	大量加工向きの機械のため、試作には使 いにくい。	機器利用の普及啓発
	ホットプレス	2	建具屋の利用の減少	機器利用の普及啓発

平成14年度から平成16年度までに導入した機器等で、平成16年度の外部の利用者の年間使用日数が導入時に想定した使用日数の半分以下のものは、産業技術センターで蛍光X線分析装置の1台である。その理由としては、翌年度から利用開放するためである。

また、平成16年度の外部の年間使用日数が100日を超える機器は産業技術センターのイミュニティ試験装置で、その年間使用日数は168日である。使用日数が多い理由は、電気製品規格に対する製品検査の利用が多いためである。

(注) イミュニティ試験装置：電気・電子機器の耐電磁波ノイズ性能を測定する機器

1年以上の貸付けを行っている監査対象機器等はなかった。

本県の他の試験研究機関又は他県の試験研究機関の平成16年度に來所した利用状況は、産業技術センターで4台（延べ使用日数24日）、畜産試験場で1台（使用回数67回）である。なお、他県の試験研究機関の利用は、いずれもなかった。

なお、監査の結果、開放状況に関して次のような適切とは言いがたい状況が見受けられた。

- ・ 中国5県の公設試験研究機関が所有する機器・施設の相互利用について、平成16年3月に「中国地方5県の公設試験研究機関における機器・施設の相互利用に関する協定書」が締結されているが、同協定に基づく機器等の利用に関する取扱いが定められていない。（衛生環境研究所、中小家畜試験場、水産試験場及び栽培漁業センター）
- ・ 故障しているためもあるが、使用実績が年間10日未満の機器がある。（産業技術センター及び林業試験場）その中で、研究員の異動により機器が使用されていない状況が見受けられた。（産業技術センター）

- ・ 衛生環境研究所等の県の試験研究機関が活用しているが、機器の使用の申込み又は許可が口頭で行われ、関係する条例又は規則の規定に基づき、書面による手続が行われていない。(産業技術センター)
- ・ 技術開発サポートシステムにおいて、農業改良普及所を通じて新技術の導入を目指す農家に農業機械等を貸し出しているが、その利用に関する規程又は貸出機器リストを定めていない。(農業試験場)
- ・ 所有する図書の閲覧を行っているが、その利用に関する規程が整備されていない。(産業技術センター及び水産試験場)

[意見]

「中国地方5県の公設試験研究機関における機器・施設の相互利用に関する協定書」に基づき、機器等の利用に関する取扱いが定められていない試験研究機関にあつては、その取扱いを定めて、機器又は施設の相互利用の促進を図られたい。

必ずしも使用日数が少ないことが有効活用されていない訳ではないが、使用日数の少ない機器があつたので、処分方法及び今後の有効活用について検討されたい。また、今後の導入に当たっては、使用日数も想定し、十分に検討されたい。

県の他の試験研究機関が機器等を利用する場合であっても、関係する条例又は規則に定められた手続により利用を許可されたい。

技術開発サポートシステムについて、機器の利用に関する規程及び貸出機器リストを策定されたい。また、図書の利用についても、その利用に関する規程を定められたい。

(3) 機器等の管理について

ア 管理体制

[監査の結果]

機器等の管理及び内部利用の内規を定めている試験研究機関は衛生環境研究所のみであり、同研究所では、内規である「試験検査施設・設備備品の管理に係る帳簿の作成・記録について」により機器の管理及び内部利用が行われている。

機器の取扱いに当たって資格要件が必要な機器等については、産業技術センターにX線作業主任者が必要な機器が6台あり、有資格者が1人配置されている。林業試験場に第一種圧力容器取扱作業主任者が必要な機器が1台あり、有資格者が2人配置されている。また、栽培漁業センターに一級小型船舶操縦士及び第一級海上特殊無線技師が必要な船舶があり、有資格者が1人配置されている。

なお、監査の結果、管理体制に関して、次のような適切とはいえない状況が見受けられた。

- ・ 物品管理システムによる備品シールを全備品にちょう付していなかった。また、物品出納簿と現物との照合を記載すべき検査票を作成していなかった。(農業試験場)
- ・ 鳥取県物品事務取扱規則第14条に基づく物品出納簿と現物との照合が行われていなかった。(畜産試験場及び栽培漁業センター)
- ・ 遺伝子診断システムについては園芸試験場で保管され、共同利用されているが、物品出納簿に登録されている保管場所を畜産試験場実験室として誤って登録していた。(畜産試験場)
- ・ 産業技術センターの鳥取庁舎及び機械素材研究所(米子市)にX線を使用する機器が整備されているが、機械素材研究所においては、機器の使用に必要な資格を有している者が不在となっていた。(産業技術センター)

[意見]

機器等には備品シールをちょう付するとともに、物品出納簿には保管場所等の登録を正確に行った上で、物品出納簿と現物との照合を年1回以上行い、照合年月日及び照合済の旨を検査票に記載して、機器等の管理を適正に行われたい。

法令に基づき機器の使用に必要な資格を有する者を常時配置されたい。また、異動があつても対応

できるよう、資格を保有する職員が複数となるように職員の養成を図られたい。なお、資格保有者の養成に必要な経費については、公費負担も検討されたい。

イ 保守点検

[監査の結果]

平成17年3月31日現在、故障中の機器で修理されていないものについては、表24のとおりである。

表24 故障中で未修理の機器の状況（平成17年3月31日現在）

試験研究機関	機器等の名称	故障発生日	修理されていない理由
衛生環境研究所	原子吸光度計	H15.11.14	修理不能なため。
産業技術センター	鳥取 半導体直流特性試験装置	H10	専用ソフトが古く、対応が不可能なため。
	庁舎 蛍光X線分析装置	H13.4	修理不能なため。
	機械素材研究所 顕微ラマン分光システム	H14.5	現在は停止状態であるが、修理に向け検討するため。

平成16年度に実施した監査対象機器等に係る保守点検契約の状況は、表25のとおりである。全体では30件で33,578,337円を要しており、件数、金額とも産業技術センターが最大である。

すべての試験研究機関で随意契約が行われており、特に林業試験場を除く試験研究機関においては、特殊な技術が必要なため機器納入業者しか保守点検ができない等の理由で1者見積りによる随意契約が行われている。落札率（予定価格に対する落札価格の割合）について見ると、全体で98.5パーセントと高くなっている。

表25 平成16年度における監査対象機器等に係る保守点検契約の状況

試験研究機関	契約件数(件)		予定価格合計 (円)	契約金額合計 (円)	落札率 (%)
		100万 円以上			
衛生環境研究所	13	5	13,573,500	13,295,802	98.0
産業技術センター	14	11	18,960,685	18,758,985	98.9
農業試験場	該当なし。				
園芸試験場	1	0	273,000	268,800	98.5
畜産試験場	該当なし。				
中小家畜試験場	該当なし。				
林業試験場	2	0	1,269,500	1,254,750	98.8
水産試験場	該当なし。				
栽培漁業センター	該当なし。				
合 計	30	16	34,076,685	33,578,337	98.5

衛生環境研究所においては試験検査施設設備管理簿、異常時点検記録簿及び修理等記録簿により機器等の維持修繕の記録をしているが、産業技術センター、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場及び林業試験場においては、監査対象機器等について保守点検・修繕等の記録が整備されていなかった。

なお、監査の結果、保守点検に関して、次のような適切とはいえない状況が見受けられた。

故障機器（顕微ラマン分光システム）で修繕されずに放置されているものがある。（産業技術センター）

[意見]

故障中で修繕されずに放置されている機器で修繕可能なものについては、試験研究の状況等も踏まえ、早急に修繕を検討されたい。

一定額以上の機器等については、物品出納簿の修繕履歴では保守点検又は修繕の記録が不十分であるため、適正な維持管理を行うために、維持管理に関する記録簿を整備することを検討されたい。

保守点検契約の予定価格の積算に当たり、複数の者からの見積書の徴取又は前年度業務の実績等の分析を行っていないものが見受けられるので、適切な単価及び歩掛による積算について一層努力されたい。

ウ 処分状況

[監査の結果]

平成14年度から平成16年度までに処分した取得価格100万円以上の機器等の状況は表26のとおりであり、多くの機器等は耐用年数を超えて長期間使用されている。

なお、畜産試験場において耐用年数内に処分した8件についてはすべて牛であり、その理由としては、優良な雌牛からの採卵を目的として導入した経産牛（分娩^{べん}経歴のある牛）であるため、導入した時点で出生後相当の年数を経過した牛であったこと等によるものである。

表26 平成14年度から平成16年度までの機器等の処分状況（取得価格100万円以上）

試験研究機関	処分件数(件)				廃棄 (件)	売却 (件)	出納 局返 納 (件)	耐用 年数 内 (件)	最長 使用 年数 (年)
	H14	H15	H16	計					
衛生環境研究所	5			5	5		0	24	
産業技術センター		5	1	6	6		0	34	
農業試験場			1	1	1		0	21	
園芸試験場		3	3	6	6		0	29	
畜産試験場	4	3	8	15	6	9	8	23	
中小家畜試験場	1	1		2	1		1	11	
林業試験場	該当なし。								
水産試験場		1		1	1		0	11	
栽培漁業センター	該当なし。								
合 計	10	13	13	36	26	9	1	8	

なお、監査の結果、処分状況に関して、次のような適切とは言いがたい状況が見受けられた。

表24に示されたとおり、故障中で修理されていないもののうち、不用品処分を検討すべきものがある。（衛生環境研究所及び産業技術センター）

[意見]

故障中で修理不能な機器については、処分を速やかに行われたい。

3 その他の意見

着眼点の区分に基づく意見についてこれまで述べてきたが、このほかの意見については、次のとおりである。

[意見]

衛生環境研究所の業務については、行政検査の割合が多いところであり、行政検査の外部委託化を進めているところであるが、県民ニーズを踏まえた試験研究に対応していくため、今後とも一層行政検査の外部委託化を推進されたい。

産業技術センター機械素材研究所は空き工場を改築して平成16年4月に開所されたところであるが、土地、建物とも面積に相当余裕が見られるので、起業化支援の施設設備を充実する等産業振興のために有効に活用されたい。

水産試験場の船員については、観測業務、コンピュータ解析等を行う研究員の補助業務を行うことも可能と考えられるため、船員の業務の在り方が現状で妥当であるか検証し、業務内容の見直しを検討さ

りたい。

栽培漁業センターにおいては、ホンモロコの養殖、東郷湖のシジミ漁の復活等内水面漁業の振興に資する試験研究に成果を上げているところであるが、内水面漁業の振興が地域の自立の大きな力になると思われるので、今後も一層内水面漁業の振興に資する試験研究に取り組みたい。

第3 総括的意見

監査の結果に基づく意見については、第2の監査の結果及び意見において述べてきたところであるが、特に強調しておきたい意見は、次の6点である。

1 外部資金の導入について

全試験研究機関の研究費の総計に占める補助金等の外部資金の割合は2割程度と低い状況であり、人件費を含めたトータルコストで見ると、更にその割合は低くなるものと見込まれる。

県財政がひっ迫し、更に試験研究に係る国庫補助金も減少していくことが見込まれる中、研究費の財源の調達の面からも、今後は公募型の競争的研究資金の導入が重要となってきた。

産学官の共同研究体制の構築を募集の要件としている公募型の競争的研究資金が多いことから、産学官の情報交換等による連携を一層密に行い、外部資金の導入に努められたい。

2 試験研究の外部評価の適切な実施と研究成果の技術移転の推進について

試験研究の外部評価は、各試験研究機関が導入して以来、まだ、経過期間が短いことから、運営方法等の制度やその運用について、今後、改善を進めていく必要がある。

試験研究の外部評価の実施に当たっては、内容の評価はもちろんのこと、費用対効果や研究成果の技術移転・普及の観点についても重点を置いて外部評価が行われるよう努められたい。

また、一定期間後の研究成果の技術移転・普及の状況について評価・検証していく仕組みを検討する等して、研究成果の技術移転・普及を一層推進されたい。

3 知的財産権の積極的な取得と保全・活用について

県の試験研究機関の公開特許件数は全都道府県中最下位であり、また、平成16年度の知的財産権の実施許諾等の活用による収入額は3万円程度である。

知的財産権の取得のみが研究の目的ではないが、多額の研究費を投じて得られた試験研究であることにかんがみ、知的財産権の取得と保全・活用については、より積極的に取り組まれたい。

まずは、職員が知的財産権について十分理解しておくことが必要であり、試験研究機関の職員に限らず、「知の地域づくり」を一層推進するためにも、より多くの職員に対して知的財産権に関する知識やその取得手続等についての研修を幅広く実施されたい。

4 試験研究機器の有効活用について

試験研究機関が保有する取得価格1,000万円以上の高額機器で、年間10日未満しか使用されていないものが見受けられた。試験研究機器の有効活用を図ることは当然であるが、機器の導入を検討する際に、試験研究上の必要性ばかりでなく使用頻度についても十分考慮し、機器の共同利用等購入以外の方法についても検討されたい。

また、試験研究機器の取得時期については、機器導入の効果がいち早く発揮されるようにするため、極力、年度当初に取得するよう図られたい。

5 女性研究員の登用と人材の活用について

本県の試験研究機関の研究員に占める女性研究員の割合は、平成16年4月1日現在で約13パーセントである。この度閣議決定された男女共同参画基本計画においては、自然科学系の女性研究者の採用について25パーセントの数値目標を設定することが期待されていることもあり、職員の適性や希望も考慮しながら、積極的に女性研究員の登用を図られたい。

また、大学院への社会人入学等により博士号を取得する意欲のある研究員も見受けられ、大変好ましいことであるが、試験研究機関の活動においては人材が最重要資源であることから、研修、職場訓練等人材の育成に取り組み、一層の人的資源の活用に努められたい。さらに、定期採用、任期付研究員の採用、研究機関

との人的交流等により、優秀な人材の確保にも一層努められたい。

6 試験研究機関の活動の情報発信と透明性の確保について

試験研究機関は、関係者以外の多くの県民にとっては馴染みが薄く、その活動が分かりにくいと思われるため、その活動については、県民が理解しやすいような内容で、ホームページ、展示物、イベント等による情報発信を工夫し、知的創造力を促す施設として、県民の関心を引き起こすよう一層努められたい。

また、研究成果のみならず、試験研究の外部評価の結果等試験研究機関の運営に関する事項等も分かりやすく公開し、透明性の確保に一層努められたい。

鳥取県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、事務の執行について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成18年3月15日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	上	村	忠	史
鳥取県監査委員	福	間	裕	隆

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

この監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が適確に行われているかについて実施するものである。

本県においては、毎年特定の課題を選定してこの監査を実施しているところである。

2 監査対象事務

個人情報の保護の取扱い状況

3 監査対象事務の選定理由

個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益の侵害を未然に防止することは当然の責務であり、本県では平成11年10月1日に鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）が施行され、個人情報の保護に努めているところである。

しかし、平成16年4月の県立病院における個人名の記載されたレントゲンフィルムの道路への散乱、また同年5月の県立高校における生徒の内申書の部活動勧誘への利用等、個人情報の取扱いをめぐる不適正な事案が発生したところである。

また、昨年4月1日に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が全面施行されたこともあり、個人情報の取扱いに対して、県民の関心が高まっている。

このような状況から、鳥取県が行う個人情報の収集、管理等の取扱いが適確になされているかどうかについて監査を実施することとした。

4 実施期間

平成17年11月から平成18年2月までの間に実施した。

5 監査の対象及び対象機関

(1) 監査の対象

原則として平成16年度における個人情報取扱事務

(2) 監査対象機関

知事、教育委員会及び病院事業管理者の所管する機関

6 実施方法

すべての監査対象機関に対して予備調査を実施したのち、次の監査対象5機関について、関係書類と現場の状況を調査し、関係者の説明を聴取する等の方法により、監査を実施した。

(1) 予備調査を実施した機関271機関*

(知事部局209機関、教育委員会55機関、病院事業管理者7機関)
*大規模な地方機関については、課単位で調査を実施した。

(2) 実地監査を実施した機関5機関

- ・知事部局 3機関 (税務課、医務薬事課及び東部福祉保健局)
- ・教育委員会 1機関 (鳥取商業高等学校)
- ・病院事業管理者 1機関 (中央病院 (事務局))

7 監査の着眼点

(1) 鳥取県個人情報保護条例等に基づく個人情報の取扱いについて

ア 個人情報取扱事務の登録・収集について

個人情報取扱事務の登録・収集は適正に行われているか。

イ 個人情報の適正な管理のために必要な措置について

(ア) 個人情報の適正な管理のため、管理規程 (知事部局以外) 又は所属独自の取扱要領等を整備しているか。

(イ) 個人情報が含まれる公文書等の執務室外への持出し及び個人情報の取扱者は制限されているか。

(ウ) 職員への意識啓発のための研修、教育等が実施されているか。

(エ) 作業場所及び保管庫の場所は部外者から見えないような工夫又は配慮がされているか。

(オ) 個人情報を含む公文書等を保管する保管庫等は施錠可能なものか。

(カ) 起案文書等の回付の取扱いは適切か。

ウ 個人情報の更新について

個人情報を正確かつ最新の状態に保っているか。

エ 個人情報の消去・廃棄について

(ア) シュレッダーを設置しているか。

(イ) 裏面利用のコピー用紙に個人情報が含まれていないか点検しているか。

(ウ) 廃棄処分の外部委託への対応は適切か。

(2) 電子データにより処理又は保管されている個人情報の取扱いについて

ア 電子データの個人情報の管理について

(ア) 個人情報を含む情報資産の複製を作成する場合、情報セキュリティ担当者 (所属長) の許可を得ているか。

(イ) 情報システム管理者 (所属長) は、個人情報を含む情報資産に係る情報システムについてアクセス権限を定め、取扱者を制限しているか。

イ 情報セキュリティ対策について

(ア) 個人情報を含む記録媒体を執務室外に持ち出す場合又はインターネット等により個人情報を含む情報資産を庁外と送受信を行う場合、情報セキュリティ担当者 (所属長) の許可を得ているか。

(イ) 出力機器 (プリンター) の設置場所は適切か。

(ウ) 電子データの個人情報の消去・廃棄は適切か。

(エ) パスワードの管理は適切か。

(3) 個人情報取扱業務を外部委託する場合の取扱いについて

ア 委託契約の締結手続について

(ア) 受託者の選定に際し、個人情報の適正な取扱いができる者を選定しているか。

(イ) 入札を行う前又は見積書を徴するときは、契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があることを相手方に告知しているか。

(ウ) 委託先に提供する個人情報は、委託業務の目的を達成する上で必要最小限のものか。

イ 委託契約における必要な措置について

(ア) 個人情報の適正な管理に必要な措置を委託契約の中で明らかにし、義務付けているか。

(イ) 再委託の承認手続は適切か。

ウ 委託契約の履行確認等について

(ア) 途中段階での契約履行状況の確認はされているか。

(イ) 委託業務完了後の個人情報の返還等は適切になされているか。

(4) 目的外利用、実施機関以外のものへの提供について

目的外利用、実施機関以外のものへの提供は適正に行われているか。

8 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	いし 石	ざし 差	ひで 英	あ 旺
監査委員	いの 井	うえ 上	たえ 耐	こ 子
監査委員	うえ 上	むら 村	ただ 忠	ふみ 史
監査委員	ふく 福	ま 間	ゆ 裕	たか 隆

第2 監査の結果及び意見

1 鳥取県個人情報保護条例等に基づく個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報取扱事務の登録・収集について

個人情報取扱事務の登録・収集は適正に行われているか。

鳥取県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第6条は、個人情報取扱事務に関し、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）にその事務の名称、取り扱う個人情報の項目等所要の事項を登録し、一般の閲覧に供することを求めているところである。

これは、県民等が県の各実施機関（知事、教育委員会等）における個人情報の取扱状況を確認できるようにし、また、自己の個人情報の開示請求等に資するためのものである。

[監査の結果]

- ・ 実地監査を実施した5機関のうち東部福祉保健局（健康支援課）においては、「難病患者の相談業務」について、個人情報取扱事務としての登録をしないまま、個人情報の収集等の事務が行われていた。
- ・ 税務課、医務薬事課、東部福祉保健局及び鳥取商業高等学校の4機関において、登録簿への登録について、取り扱う個人情報の項目の登録漏れや誤り、個人情報の収集先の登録漏れや誤り、個人情報の経常的提供先の登録の誤り等の不適正な事例が見受けられた。
- ・ 医務薬事課の「保健婦助産婦看護婦等業務従事者届処理事務」及び「保健婦・助産婦・看護婦免許事務」は、事務の根拠法が「保健師助産師看護師法」と改正になっているにもかかわらず、登録簿の事務の名称では、従前の「看護婦」等のままとっており、「看護師」等に変更されていなかった。
- ・ 鳥取商業高等学校においては、登録簿の登録担当課である教育委員会事務局高等学校課から最新の登録簿の写しが送付されていない状況が見受けられた。
- ・ 税務課における「税理士登録調査事務」は、税理士法（昭和26年法律第237号）の規定に基づく税理士登録の申請に関連し、登録申請者が欠格事項に該当するか否かについて、日本税理士会連合会からの照会に対して回答する事務である。当該事務の目的を達成するために必要な個人情報は登録申請者の名前と住所のみであるが、税理士法第21条第2項の規定により登録申請書の副本が都道府県に送付されることとなっているため、結果的に県に不要な個人情報までが収集されることとなっている状況が見受けられた。

[意見]

- ・ 税務課、医務薬事課、東部福祉保健局及び鳥取商業高等学校の4機関は、条例を遵守し、個人情報取扱事務の確実な登録、登録事項に変更事由が生じた場合の確実な変更登録等、適正な事務処理を行われ

たい。

なお、このような状況は全庁的な課題であると思われる。個人情報取扱事務登録簿の変更登録等については、条例の所管課である県民室から全実施機関に対して、毎年度、照会を行っている。各機関は、その際に、確実に点検を行う等、適正な管理を図られたい。また、日々の業務の中においても、登録簿と現実に取り扱う個人情報の実態が整合しているかの点検を行い、必要に応じ、速やかに変更登録を行われたい。

- ・ 税務課は、税理士会から県に提供される個人情報が必要最少限となるよう関係方面に要請されたい。

(2) 個人情報の適正な管理のために必要な措置について

ア 個人情報の適正な管理のため、管理規程（知事部局以外）又は所属独自の取扱要領等を整備しているか。

条例第9条第1項では、「実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と規定されており、当該必要な措置の具体例としては、個人情報の適正な管理のための管理規程の整備等が想定されているところである。

これを踏まえ、知事部局においては、この管理規程として、鳥取県個人情報保護事務取扱要綱（平成11年9月29日付県民第2299号鳥取県総務部長通知。以下「要綱」という。）を定めているところである。

また、個人情報の保護を確実にを行うためには、課又は室等の各所属ごとに独自の取扱要領等を整備することが重要であると考えられる。

[監査の結果]

- ・ 知事部局においては、実地監査を行った3機関とも所属独自の取扱要領等を整備していなかった。予備調査の結果では、福利厚生室等15機関で所属独自の取扱要領等が定められていた。
- ・ 病院局においては、知事部局の要綱に当たる、病院局全体としての基本的な取扱いの要領等は定められていなかった。しかし、電磁化された個人情報の適正な管理について定めた「鳥取県病院局情報セキュリティ対策基準及び手順」が整備されていた。なお、中央病院においては、「当院の個人情報保護方針」及び「当院の個人情報の利用目的及び取扱いについて」が策定され、院内に掲示されていた。
- ・ 教育委員会においても、知事部局の要綱に当たる、教育委員会全体としての基本的な取扱いの要領等は定められていなかった。

なお、鳥取商業高等学校においては、所属独自の取扱要領は整備されていなかったが、予備調査の結果では、県立図書館、鳥取湖陵高等学校、智頭農林高等学校、米子南高等学校、境高等学校、鳥取盲学校及び皆生養護学校の7機関で所属独自の取扱要領等が定められていた。

[意 見]

- ・ 実施機関たる病院事業管理者及び教育委員会においては、個人情報の適正な管理のため、管理規程等を整備されたい。
- ・ 個人情報の保護を組織的に行うため、各所属の実態に応じ、所属独自の取扱要領等を整備することについて検討されたい。

イ 個人情報が含まれる公文書等の執務室外への持出し及び個人情報の取扱者は制限されているか。

公文書等の執務室外への持出しについては、置き忘れ、盗難に遭う等の危険性が高まるため、原則的には持出しを制限することが必要であると考えられる。

また、個人情報を取り扱う者が多くなればなるほど、個人情報の漏えいのリスクは高くなるため、個人情報の取扱者の人数は必要最少限にとどめるべきである。

なお、教育委員会においては、各県立学校長に対して、「学校における個人情報の適切な管理について」（平成17年4月21日付第200500009752号教育長通知。以下「教育長通知」という。）を通知している。その中で、個人データ取扱者の限定、データ管理責任者の許可を得て学校以外へ文書等を持ち出す場合の管理について明記し、個人情報の保護及び適切な管理に努めるよう指導しているところである。

[監査の結果]

- ・ 東部福祉保健局（健康支援課）の「難病患者の相談」及び「結核患者等の相談及び訪問指導」においては、同事務が日常的に各家庭等を訪問する業務であることから、特段の手続等を経ることなく、必要に応じ、担当者が「特定疾患、結核の履歴カード（個人台帳）」を庁舎外に持ち出しているという状況が見られた。
- ・ 鳥取商業高等学校においては、関係者からの聴取等によると、部活動等により勤務時間内に資料作成等の事務処理を行うことが困難であるため、一定程度の教員は、許可を得ないで生徒の答案用紙等の個人データを自宅に持ち帰り、資料作成等の作業を行っているという状況にあると思われた。
なお、高等学校生徒指導要録（個々の生徒の氏名、入学日等のほか、修得単位、評価等について要約して記録するもの）に記載されるまでの間の生徒の個人データの管理等は、学級担任、教科担任等の個々の教員に任されているという状況であった。
- ・ 実地監査を実施した機関における個人情報の取扱者の制限については、事務分担表に明記する等により、おおむね適切な状況であった。
- ・ 中央病院（医事課）における「診療報酬等請求事務」、「患者の診療に関する事務」及び「医療費等未納者に対する債権管理事務」のように、事務の性質上から、取扱者を所属職員の中で特に制限することは、困難な事務も見受けられた。

[意 見]

- ・ 日常的な業務であるという理由により、所属長の許可等の一定の手続を経ずに公文書等を庁舎外に持ち出すことは不適切であるので、東部福祉保健局は、その実態を踏まえた、適切な管理ができるよう検討し、対策を講じられたい。
- ・ 鳥取商業高等学校において見受けられた自宅への持ち帰りの状況は、多くの県立学校に共通する状況であると思われる。
各学校においては、生徒の個人情報の漏えいを防ぐため、生徒の個人データ（指導要録に記載されるまでのものを含む。）の自宅への持ち帰りを極力減らすよう努められたい。また、やむを得ず持ち帰る場合においては、必要最少限のデータとするとともに、教育長通知に基づき、管理責任者を明確に定め、その許可を得て持ち帰ることについて、教職員に周知徹底を図られたい。

ウ 職員への意識啓発のための研修、教育等が実施されているか。

条例第9条第1項では、前述のとおり実施機関は「必要な措置」を講じることとされており、その具体例として、研修、教育等を通して、職員の個人情報保護意識等を向上させることが求められている。

[監査の結果]

- ・ 実地監査を実施した5機関のうち、税務課においては個人情報の保護に関する法律等に関するビデオ視聴による研修等が、東部福祉保健局（障害者支援課及び生活環境課）においては県民室主催の個人情報保護講座に参加した結果等の課内職員への伝達研修が、中央病院（医事課）においては病院が独自に定めた個人情報保護方針をもとに職員研修が行われていた。それ以外の機関については、特に研修会という方法での職員への意識啓発は実施されていなかった。
- ・ 予備調査の結果では、「県民室の職員による研修の受講」、「課内会議における職員への周知徹底」等を実施している状況も見られたが、271機関のうち研修等を実施しているものは約35パーセントであり、全体として職員への意識啓発が十分とは言えない状況であった。

[意 見]

- ・ 県民室は、定期的に自治研修所等で個人情報保護に関する研修会を開催したり、各機関からの要請により県民室の職員を派遣し、各機関ごとの研修会等を支援しているところである。各機関はこれらの研修会に積極的に参加するとともに、県民室の職員の活用等による所属独自の研修等の積極的な実施に努められたい。
- ・ 非常勤職員及び臨時的任用職員においても、個人情報を取扱う事例が見受けられるところであり、各

機関は、これらの職員が研修会等に参加できるよう配慮されたい。

エ 作業場所及び保管庫の場所は部外者から見えないような工夫又は配慮がされているか。

条例第9条第1項が求める「必要な措置」の具体例として、施設及び設備の整備等も想定されているところである。

例えば、執務室内での個人情報の取扱作業等が部外者から「丸見え」の状態では、個人情報の漏えい等の危険性が高い。このため、作業場所、個人情報の保管庫等が部外者から見えにくい配置とするような配慮が重要である。

[監査の結果]

- ・ 実地監査を実施した機関における、作業場所、保管庫の場所等についての工夫又は配慮に関する主な状況は、次のとおりであった。

個人情報の取扱いが多い者の配席を、執務室の奥まったところに行っている。(税務課)

保管庫のキャビネットを執務室の奥又は出入口から離れた所に置いている。(東部福祉保健局福祉支援課、健康支援課及び生活環境課)

事務室の夜間の防犯体制の強化のため、室内に防犯センサーを設置している。(中央病院総務課)

カルテ等を運ぶ際は布で覆っている。(中央病院医事課)

コンピュータの端末はいずれの職員席とも、部外者から画面が容易に見えないように配置している。(中央病院医事課)

- ・ 医務薬事課においては、執務室の面積が狭隘なため、部外者から見えにくいようにするのは困難な状況が見受けられたが、このような執務室のスペースに起因する問題は、全庁的に共通する課題であると思われる。
- ・ 鳥取商業高等学校の職員室においては、各教員のパソコンの画面が入室者から容易に見える状況であった。

[意見]

- ・ 医務薬事課のように、現在の執務室のスペースでは、個人情報を取扱う専用の作業スペースの確保又は個人情報の入った保管庫を人目に触れさせないといった措置が困難である機関も多くあると思われる。しかしながら、個人情報の保護の観点から、それらの機関においても、少しでも現状を改善するため、ついでに、カーテンを設置する等何らかの工夫をすることを検討されたい。
- ・ 執務室では、個人情報ははじめ、県にとって重要な情報を取り扱っている所が多い。現状では、執務室に部外者が容易に出入りすることができるようになっている。各実施機関を通じての全庁的な課題として、部外者に執務室の入口付近で適切に対応できるような構造、配置等、個人情報保護のための好ましい執務室の標準モデルを検討する等し、執務環境の改善に努められたい。
- ・ 鳥取商業高等学校の職員室のような状況は、各学校に共通する課題であると思われる。職員室は、生徒のデータの取扱いが多く、生徒が頻繁に出入りする部屋でもある。個人情報の厳重な管理という観点から、教育委員会は、各学校の実態を点検の上、職員室等の在り方について十分に検討し、その環境の改善に努められたい。
- ・ 執務室等が狭いとは言え、書類、段ボール箱等が雑然と置かれている状況は見苦しいものであり、個人情報の適正な管理のためにも、各機関は室内の整理整頓に真剣に取り組まれたい。

オ 個人情報を含む公文書等を保管する保管庫等は施錠可能なものか。

施設及び設備の整備等の一環として、個人情報を含む公文書等を保管する保管庫は厳重な管理が必要であるため、常時施錠し、権限のない者が利用できないように鍵の適切な管理を徹底することが重要である。

[監査の結果]

- ・ 実地監査を実施した機関における保管庫等の状況を見ると、中央病院(医事課)においては、カルテ保管庫は指紋認証方式により開錠する仕組みのものとなっており、常時施錠されていた。また、東部福

祉保健局（健康支援課）においても、レントゲンフィルムは、施錠可能な保管庫に保管し、施錠されていた。

- ・ その他の機関では、個人情報を含む公文書等の保管庫等について、「施錠可能な保管庫であるが鍵を紛失している」、「施錠可能な保管庫であるが施錠していない」等、適切な管理とは言いがたい状況が見受けられた。

[意 見]

- ・ 個人情報を含む公文書等を保管する保管庫等については、必ず施錠可能なものとし、各機関は、できる限り常時施錠するよう努められたい。なお、鍵を紛失している場合は合鍵を作成する等、鍵の適切な管理を図られたい。

カ 起案文書等の回付の取扱いは適切か。

個人情報を含む起案文書（関連文書を含む。以下同じ。）等については、執務室内において回付する際、その文書等が部外者に容易に見えないような配慮をすることが必要である。

[監査の結果]

- ・ 実地監査を実施した5機関のうち中央病院以外の4機関においては、起案文書等の回付を行う際の配慮として、主に次のような回付の方法が行われていた。

文書にカバーを付ける等し、内容が見えないようにして回付

個人情報が記載された文書は担当者が別に保管して概要のみのものを回付

担当者が持ち回ることによる回付

- ・ 中央病院においては、カルテ等を院内で持ち運ぶ際は別として、特段の配慮はなされていなかった。
- ・ 起案文書等の回付先については、各機関ともおおむね必要最少限となっていた。
しかし、医務薬事課における起案文書については、係内で業務内容を共有するという理由から、一律に係員全員（医療行政担当6名）に回付をしている状況が見受けられた。

[意 見]

- ・ 個人情報を含む起案文書等を回付する際に、特段の配慮をしていない機関は、適切な対応を図られたい。
- ・ 医務薬事課は、個人情報の厳正な管理のため、個人情報を含む起案文書等の係内での回付先を必要最少限とすることについて検討されたい。

(3) 個人情報の更新について

個人情報を正確かつ最新の状態に保っているか。

条例第9条第2項は、実施機関に対し、個人情報取扱事務の執行に必要な範囲で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めることを求めている。これらの具体的な措置としては、記録・収集時の確認、誤りを発見した際の訂正、記録の定期更新等が必要とされているところである。

[監査の結果]

- ・ 実地監査を実施した機関における個人情報については、おおむね正確かつ最新の状態に保たれていた。

(4) 個人情報の消去・廃棄について

ア シュレッダーを設置しているか。

条例第9条第3項は、実施機関に対し、管理する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに消去することを求めている。「確実に」とは、例えば、焼却、シュレッダーによる裁断、磁気記録媒体等の磁氣的消去等の方法を想定しているところである。

[監査の結果]

- ・ 実地監査を実施した機関における執務室内へのシュレッダーの設置状況は、おおむね適切なものであった。
- ・ 鳥取商業高等学校においては、職員室はもちろんのこと、個人情報の取扱いが多いと思われる進路指導室、人権・同和教育室等にシュレッダーがそれぞれ設置しており、適切で手厚い配慮がなされていた。

- ・ 予備調査では、「執務室内にシュレッダーがない」又は「他課とも共用していない」との回答が10機関からあった。これらの機関における消去・廃棄の方法は、「内容が分からないように細かく手で破いて廃棄」、「直接焼却場に持ち込みして処分」等であった。

[意 見]

予備調査で回答があった「手で破いて廃棄」による方法では、不完全な消去・廃棄となるおそれがある。このため、このような方法により消去・廃棄している機関については、シュレッダーの早期設置等を図られたい。

- イ 裏面利用のコピー用紙に個人情報が含まれていないか点検しているか。

県内の地方自治体において、裏面利用用紙に個人情報を含む文書が使用されたという不適切な事例が生じたところである。このような事態を防ぐため、裏面利用用紙の点検は重要である。

[監査の結果]

- ・ 実地監査を実施した機関における裏面利用用紙への個人情報の記載の有無の点検の状況を見ると、税務課、東部福祉保健局（福祉支援課及び障害者支援課）及び中央病院（総務課及び経営課）においては、おおむね適切な点検が行われていた。
- ・ 医務薬事課、東部福祉保健局（福祉企画課、健康支援課及び生活環境課）及び鳥取商業高等学校においては、特に点検は実施していないという状況であった。
なお、中央病院（医事課）においては、業務の大半が個人情報取扱事務であることから、一切、裏面利用を行っていないということであった。
- ・ 監査委員事務局による実地調査の際、医務薬事課のリサイクルボックス内の裏面利用用紙を確認したところ、個人情報（氏名、年齢、学歴等）が記載されたものが1枚確認された。

[意 見]

- ・ 裏面利用用紙は内部使用に限定されているとは言え、個人情報の適正な管理のため、慎重な取扱いが求められる。このため、裏面利用用紙の点検を特定の者に行わせる等、各所属の実態に応じた工夫を行い、個人情報の漏えいの未然防止に努められたい。

- ウ 廃棄処分の外部委託への対応は適切か。

条例第11条第1項は、実施機関に対し、個人情報の取扱いを伴う業務を外部に委託しようとする場合には、委託を受けた者が講ずるべき必要な措置を当該委託契約において、明らかにすることを求めている。

ちなみに、平成16年4月の県立厚生病院のレントゲンフィルムの道路への散乱事案は、同病院がフィルム定着銀の売却を目的として廃棄処分したレントゲンフィルムを、産業廃棄物処理業者が搬送している最中に生じたものである。

[監査の結果]

- ・ 実地監査を実施した機関のうち、管理する必要がなくなった個人情報を含む公文書等の廃棄処分を外部委託しているのは、東部福祉保健局及び中央病院であった。
- ・ 東部福祉保健局は、管理する必要がなくなったレントゲンフィルムの廃棄処分の外部委託において、個人名が記載された箇所をマジックで消した上で受託者に渡すようにしていた。
しかし、廃棄処分に関する委託契約書には、個人情報漏えいした場合等における受託者の対応措置が明記されていなかった。
- ・ 中央病院では、外部委託による廃棄処分については、レントゲンフィルム又は文書をダンボール箱に入れて封印し、職員が焼却場まで同行の上、処理の状況を見届けていた。
- ・ 予備調査の結果では、公文書等の廃棄処分の外部委託を行っていたのは、271機関のうち12機関であった。

[意 見]

- ・ 東部福祉保健局は、要綱に基づき、個人情報漏えい時等における受託者の対応措置を廃棄処分に関す

る委託契約書に明記されたい。

- ・ 各機関は、廃棄処分を外部委託する場合は、廃棄処分に関する委託契約書の内容等について、記載漏れはないか、適宜、点検を行われたい。

2 電子データにより処理又は保管されている個人情報の取扱いについて

(1) 電子データの個人情報の管理について

- ア 個人情報を含む情報資産の複製を作成する場合、情報セキュリティ担当者（所属長）の許可を得ているか。

鳥取県情報セキュリティ実施手順（平成16年2月12日付行経第264号。鳥取県総務部長通知。以下「実施手順」という。）第95条は、職員等が、情報資産の複製を作成する場合又は複製を他課等に移動させる場合には、情報セキュリティ担当者（所属長）の許可を得た上で行うことを求めている。

[監査の結果]

鳥取商業高等学校においては、関係者からの聴取等によると、勤務時間内に各種資料を作成することが困難なため、一定程度の教員は生徒の個人データを各自の端末から複製し、それを持ち帰って自宅で作業を行っている状況にあると思われる。

[意 見]

- ・ 鳥取商業高等学校で見受けられた状況は、多くの県立学校に共通する課題であると思われる。各学校は、情報資産の複製の作成を極力避けるよう努められたい。
- ・ 鳥取商業高等学校で見受けられた個人情報を含む電子データの取扱いは、教育委員会としての電子データに関する取扱要綱等が整備されていないことに起因するところが多分にあると思われる。

については、教育委員会は、知事部局において定められている鳥取県情報システム管理要綱（平成16年2月12日付行経第264号鳥取県総務部長通知。以下「管理要綱」という。）をはじめとする諸規程に匹敵するような規程等を早急に整備し、電子データの個人情報の万全な管理を図られたい。

- イ 情報システム管理者（所属長）は、個人情報を含む情報資産に係る情報システムについてアクセス権限を定め、取扱者を制限しているか。

実施手順第30条は、情報システム管理者（所属長）に、個人情報を取り扱う情報資産に係る情報システムについては、アクセス権限を定め、取扱者を制限することを求めている。

県が管理する個人データの多くは、電磁的記録としてコンピュータによる情報システムの中に記録されている。個人情報の保護のためには、情報システムへのアクセス権限を明確に定め、必要最少限の者となるようにすることが重要である。

[監査の結果]

実地監査を実施した機関のうち鳥取商業高等学校以外の4機関で情報システムが存在しており、それぞれ適切にアクセス権限が定められている。

(2) 情報セキュリティ対策について

- ア 個人情報を含む記録媒体を執務室外に持ち出す場合又はインターネット等により個人情報を含む情報資産を庁外と送受信を行う場合、情報セキュリティ担当者（所属長）の許可を得ているか。

実施手順第111条は、原則として、職員等が個人情報を含む情報資産を取り扱う場合、情報資産の庁外への持ち出し、インターネット等による庁外との送受信等を禁じている。ただし、合理的理由がある場合であって情報セキュリティ担当者の事前許可を得たときは例外扱いとしているところである。

[監査の結果]

- ・ 実地監査を実施した機関においては、個人情報を含む記録媒体を執務室外へ持ち出している事例は見受けられなかった。
- ・ 税務課及び東部福祉保健局（生活環境課）では、インターネット等により庁外への送信を行う場合は、起案文書により所属長の決裁を得てから行っていた。

- イ 出力機器（プリンター）の設置場所は適切か。

個人情報複製する出力機器（プリンター）が、管理者等から目が届きにくい場所に設置されていると、不正な複製の作成、紛失等の危険性が高い。このため、プリンターは管理者等からよく見え、部外者からは見えにくい場所に設置する必要がある。

[監査の結果]

実地監査を実施した機関における出力機器（プリンター）の設置場所は、おおむね管理者等の目が届きやすい場所に設置されていた。

ウ 電子データの個人情報の消去・廃棄は適切か。

実施手順第96条は、職員等に対し、記録媒体が不要となった場合には、当該媒体に含まれる情報資産の初期化又は完全な破壊によって、情報が復元できないように消去を行った上で廃棄することを求めている。

[監査の結果]

実地監査を実施した機関における記録媒体が不要となった場合の主な消去・廃棄の方法は、ほとんどが物理的な破壊によるものであった。なお、鳥取商業高等学校と中央病院では、フロッピーディスクやCD-ROMを粉碎して処分するメディアシュレッダーが設置されていた。

エ パスワードの管理は適切か。

(ア) パスワードを記載したメモを端末機の周辺等にはったりしてはいないか。

(イ) パスワードは所定の文字数以上とし、文字列は想像しにくいものか。

(ウ) パスワードは定期的に変更し、古いパスワードは再利用しないようにしているか。

実施手順第108条は、職員等に対し、自己の管理するパスワードに関し、上記(ア)から(ウ)までの3項目等のパスワードの管理項目の遵守を求めている。

[監査の結果]

- ・ 実地監査を実施した5機関においては、パスワードを記載したメモを端末機の周辺等にはっているような状況は、見受けられなかった。
- ・ 鳥取商業高等学校以外の4機関においては、パスワードが所定の文字数以上かつ文字列が想像しにくいものとなっている職員の割合は、20パーセント未満という状況であった。鳥取商業高等学校では、ほとんどの職員がパスワードを所定の文字数以上に設定していた。
- ・ 5機関において、パスワードを定期的に変更し、古いパスワードを再利用しないようにしている職員の割合は、20パーセント未満という状況であった。
- ・ 予備調査の結果では、パスワードが所定の文字数以上かつ文字列が想像しにくいものとなっている職員の割合が20パーセント未満の機関が、全体の約8割を占めていた。

[意見]

- ・ パスワードに関しては、実施手順を遵守し、適切な管理を行うよう全庁的に対策を講じられたい。
- ・ 監査を実施した中で、多くの職員が、情報に関する諸規程（管理要綱、情報セキュリティ対策基準又は実施手順）の存在について、十分に認識しておらず、情報セキュリティに対する意識が、職員に十分に浸透していない状況が見受けられた。

については、これらの諸規程を所管する行政経営推進課においては、これら諸規程の一層の周知徹底を図られたい。

3 個人情報取扱業務を外部委託する場合の取扱いについて

(1) 委託契約の締結手続について

ア 受託者の選定に際し、個人情報の適正な取扱いができる者を選定しているか。

イ 入札を行う前又は見積書を徴するときは、契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があることを相手方に告知しているか。

ウ 委託先に提供する個人情報は、委託業務の目的を達成する上で必要最少限のものか。

要綱では、個人情報取扱業務を外部委託するに当たり、上記アからウまでの事項に留意することを求

めている。

[監査の結果]

- ・ 実地監査を実施した5機関のうち、個人情報取扱業務を外部委託している事例が3機関で見受けられた。

税務課における「自動車税の定期賦課に係る電算処理業務」、医務薬事課における「准看護師試験採点業務」、中央病院における「医事計算システム管理業務」がそれぞれ財団法人鳥取県情報センターへ外部委託されていた。

また、中央病院における「医事計算業務」及び「病歴管理業務」が株式会社ニチイ学館へ外部委託されていた。

- ・ 税務課、医務薬事課及び中央病院ともに、見積書を徴するに当たり、契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があることを相手方に告知していなかった。

なお、個人情報の保護に関する特記事項とは、委託契約において受託者に義務付けなければならない秘密の保持、再委託等の禁止、事故報告義務等である。

[意 見]

税務課、医務薬事課及び中央病院は、個人情報取扱業務を外部委託する場合には、契約に先立ち、契約内容に特記事項があることを相手方に確実に告知するようにされたい。

(2) 委託契約における必要な措置について

ア 個人情報の適正管理に必要な措置を委託契約の中で明らかにし、義務付けているか。

イ 再委託の承認手続は適切か。

条例第11条第1項は、前述のとおり、実施機関に対し、外部委託する場合には、受託者が講ずるべき必要な措置を委託契約において明らかにすることを求めている。

[監査の結果]

- ・ 税務課の委託契約書においては、特記事項として明記されるべき「個人情報の取扱い」及び「提供資料の返還等」の条項が記載されていなかった。
- ・ 医務薬事課及び中央病院の委託契約書においては、特記事項として明記されるべき「再委託する場合の書面承諾」の条項が明記されていなかった。

[意 見]

税務課、医務薬事課及び中央病院は、個人情報取扱業務を外部委託する場合には、契約書に個人情報に関する特記事項を漏らさずに明記するようにされたい。

(3) 委託契約の履行確認等について

ア 途中段階での契約履行状況の確認はされているか。

イ 業務完了後の個人情報の返還等は適切になされているか。

個人情報の保護のためには、途中段階における契約履行状況の確認、業務完了後の個人情報の確実な返還等が必要である。

[監査の結果]

- ・ 税務課においては、受託者の受託業務の処理が、暗号化されて送られてくる登録情報をシステムに読み込ませるだけのものであり、短期間(1又は2日間程度)で終了することから、途中段階での契約履行状況の確認は行われていなかった。
業務完了後の個人情報の返還については、適切になされていた。
- ・ 医務薬事課においては、途中段階での契約履行確認は、同課職員2人が立ち会って行い、業務完了後にこれらの職員が個人情報を持ち帰ることとしていた。
- ・ 中央病院においては、医事課の執務室内で受託先職員が作業していることから、途中段階の契約履行状況の確認は、担当課長、副主幹等が随時行っていた。

4 目的外利用、実施機関以外のものへの提供について

目的外利用、実施機関以外のものへの提供は適正に行われているか。

条例第8条は、原則として、実施機関が登録簿に登録された目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は実施機関以外のものへ提供することを禁じている。ただし、本人の同意に基づく場合、法令の規定に基づく場合等は例外扱いとしている。

[監査の結果]

- ・ 実地監査を実施した機関においては、登録簿に登録された目的以外での個人情報の利用は見受けられなかった。
- ・ 東部福祉保健局（生活環境課）においては、次のような不適正な外部への提供事例が見受けられた。
「クリーニング所開設届出受理事務」において、財団法人鳥取県生活衛生営業指導センターが行う講習受講勧奨の便宜を図るため、個人情報の提供を行っていた。
なお、これについては、平成17年度から提供を行わないよう改められていた。

[意 見]

各機関は、登録簿に登録された目的以外の目的のために個人情報を実施機関以外のものへ提供する場合には、本人の同意を得る等条例の規定により適正に事務が行われているか、改めて点検及び確認を行われたい。

なお、公益上の必要性等から条例第8条第1項第5号の規定により個人情報を提供する場合は鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴く等、条例を遵守した手続がなされているかについて留意の上、点検等されたい。

資料1 個人情報取扱事務登録件数及び情報システム件数（部局別）

部局名		個人情報取扱事務	情報システム
監査対象 機 関	防災局	41件	6件
	総務部	176	22
	企画部	60	13
	文化観光局	27	4
	福祉保健部	541	13
	生活環境部	249	9
	商工労働部	90	8
	農林水産部	331	10
	県土整備部	89	9
	出納局	19	2
	企業局	9	1
	病院局	17	1
	教育委員会	271	7
計	1,920	105	
監査対象 外 機 関	その他各種 委員会等	106	2
全 体	2,026	107	

(注) 1 監査対象機関は、条例を実施する県の機関（以下「実施機関」という。）のうち、知事、教育委員会及び病院事業の管理者である。したがって、条例を実施していない県の機関（議会及び公安委員会）は除いている。

2 監査対象外機関は、実施機関のうち選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会である。

- 3 部局名は、平成16年度の鳥取県行政組織機構による。
- 4 個人情報取扱事務の欄は、平成17年3月末現在の個人情報取扱事務登録簿の件数を記載している。
- 5 情報システムの欄は、平成17年9月末現在で情報システム資産管理データベース（行政経営推進課所管）に登録されているシステムの件数を掲載している。

資料2 個人情報の保護の取扱いに関する予備調査集計結果

今回の行政監査の実施に当たり、すべての監査対象機関に対して行政監査予備調査を実施した。その内、主な質問に対する回答の集計結果を掲載している。

- (注) 1 本予備調査は、平成17年11月1日現在の状況を調査しているが、問18から問23まで及び問40から問47までの質問は、平成16年度の状況（実績）について調査している。
- 2 調査単位は、本庁については課（室）単位、地方機関については機関単位で調査しているが、次の地方機関は機関内の課（室）が多いので、課（室）単位で調査している。

部 局 名	地 方 機 関 名	調査対象合計
総 務 部	中部総合事務所（22課）、西部総合事務所（25課） 日野総合事務所（14課）、東部県税事務所（3課）	64
福祉保健部	東部福祉保健局（5課）	5
農林水産部	鳥取地方農林振興局（6課）、八頭地方農林振興局（5課）	11
県土整備部	鳥取地方県土整備局（8課）、八頭地方県土整備局（6課）	14
病 院 局	中央病院事務局（3課）、厚生病院事務局（3課）	6
合 計		100

- 3 一部の質問項目で、重複回答又は未回答がある。
- 4 調査表の巻末に、用語集を付けている。

< 問1から問17までは、個人情報の管理の状況について質問したものです。 >

問1 個人情報の取扱いについて、所属独自の取扱要領等を整備していますか。

区 分	はい	いいえ	合 計
全 体	26	245	271

問4 個人情報を適切に取り扱うために、職員へ研修、教育、訓練等を実施していますか。

区 分	はい	いいえ	合 計
全 体	95	176	271

問6 作業場所及び保管庫の場所は外部者から見えないうにどのような工夫や配慮をしていますか。（重複回答）

区 分	パーテーション、ブラインド等で目隠し	執務室内での配置を配慮	「部外者立ち入り禁止」等の掲示	その他	特になし	合 計
全 体	16	93	13	54	107	283

* 「その他」の主な回答：カウンターによる部外者の立入制限

問7 執務室内における個人情報の取扱場所が限定されていますか。

区 分	はい	いいえ	合 計
全 体	37	234	271

問8 問7が「はい」の場合、取扱場所をどのように限定していますか。(重複回答)

区 分	パーティション で区切っている	「部外者立ち入 り禁止」等の掲 示をしている	その他	合 計
全 体	5	2	33	40

* 「その他」の主な回答：特定のキャビネットに保管

問9 個人情報を含む公文書等を保管する保管庫等は施錠できるものですか。

区 分	はい	いいえ	合 計
全 体	180	91	271

問11 問9が「はい」の場合、どういうときに施錠していますか。(重複回答)

区 分	使用の都度	退庁時	その他	施錠していない	合 計
全 体	43	51	7	86	187

問12 問11が「施錠していない」の場合、なぜ施錠していませんか。(重複回答)

区 分	頻繁に使用し煩 雑であるから	施錠しなくても、 目が行き届く (監視できる) から	その他	合 計
全 体	22	59	14	95

問13 個人情報を含む起案文書（関連文書を含む。）等を決裁等のため回付する際、どのような配慮をしていますか。(重複回答)

区 分	持回りをする	書類袋等に入れ るなど見えない ようにする	その他	特に配慮してい ない	合 計
全 体	79	61	61	85	286

* 「その他」の主な回答：裏返して（伏せて）回付、取扱い注意と朱書きして回付

問14 執務室内にシュレッダー（裁断機）がありますか。

区分	はい	他課と共用している	いいえ	合 計
全体	173	88	10	271

問16 裏面利用のコピー用紙に、個人情報が含まれていないか点検する仕組みがありますか。

区 分	はい	いいえ	合 計
全 体	131	140	271

問18から問23までは、管理する必要がなくなった個人情報を含む公文書等の廃棄処分を外部に委託している場合について質問したものです。該当する所属のみ回答しています。

問18 管理する必要がなくなった個人情報を含む公文書等の廃棄処分を外部に委託する場合、その契約の中で個人情報の漏洩防止等の措置を相手方に義務付けていますか。

区 分	はい	いいえ	合 計

全 体	7	5	12
-----	---	---	----

問19 管理する必要がなくなった個人情報を含む公文書等の廃棄処分を外部に委託する場合、その契約の中で個人情報が漏洩した場合等（実際に漏洩までには至らなくても、漏洩の可能性が生じた場合を含む。）の相手方の対応措置について規定していますか。

区 分	はい	いいえ	合 計
全 体	5	7	12

問20 管理する必要がなくなった個人情報を含む公文書等を、廃棄処分を委託した相手方に渡す際、公文書等に特別な処理（例：一部を切取り、消去等）をしていますか。

区 分	はい	いいえ	合 計
全 体	3	8	11

問22 公文書等の廃棄処分を外部に委託している場合、どのような方法による処分を依頼していますか。

区 分	焼却	破碎（裁断を含む。）	その他	特に指示していない	合 計
全 体	8	0	1	1	10

問23 廃棄処分が完了した際に、相手方からどのような書面を徴していますか。

区 分	完了届のみ	その他	徴していない	合 計
全 体	1	3	6	10

<問24から問39までは、電子データ関係について質問したものです。>

問24 個人情報を含む電子データの記録媒体は、次のうち、主にどれですか。（重複回答）

区 分	日常的に業務に使用しているパソコンのハードディスク	共通サーバー	フロッピーディスク	光ディスク(CD-ROM、DVD)	外部ハードディスク	その他	合 計
全 体	185	68	26	17	17	21	334

問25 個人情報を含む情報資産を記録した記録媒体を、耐火、耐水等の対策を講じた保管庫等に保管していますか。

区 分	はい	いいえ	合 計
全 体	12	250	262

問31 記録媒体が不要となった場合、当該媒体に含まれる情報資産が記録媒体の初期化又は完全な破壊によって復元できないように消去を行った上で廃棄するようにしていますか。

区 分	はい	いいえ	合 計
全 体	182	81	263

問35 所属における、自己の管理するパスワードが所定の文字数以上かつ文字列が想像しにくいものとなって

いる職員の割合は次のどれですか。

区 分	0%～20% 未満	20%～40% 未満	40%～60% 未満	60%～80% 未満	80%以上	合 計
全 体	214	12	11	7	21	265

問36 所属における、自己の管理するパスワードを定期的に変更し、古いパスワードを再利用しないようにしている職員の割合は次のどれですか。

区 分	0%～20% 未満	20%～40% 未満	40%～60% 未満	60%～80% 未満	80%以上	合 計
全 体	247	9	4	2	3	265

問37 所属における、自己の管理するパスワードが所定の文字以上かつ文字列が想像しにくいものとなり、なおかつ自己の管理するパスワードを定期的に変更し、古いパスワードを再利用しないようにしている職員の割合は次のどれですか。

区 分	0%～20% 未満	20%～40% 未満	40%～60% 未満	60%～80% 未満	80%以上	合 計
全 体	247	9	6	2	1	265

問38 所属における、用務の都合等で長時間離席する場合に端末の電源を切っている職員の割合は次のどれですか。

区 分	0%～20% 未満	20%～40% 未満	40%～60% 未満	60%～80% 未満	80%以上	合 計
全 体	52	29	38	32	119	270

問39 所属における、トイレ等短時間離席する場合にスクリーンセ이버（パスワードによる保護付き）を立ち上げている職員の割合は次のどれですか。

区 分	0%～20% 未満	20%～40% 未満	40%～60% 未満	60%～80% 未満	80%以上	合 計
全 体	146	34	18	7	59	264

問40から問47までは、個人情報の取扱いを伴う業務を外部委託した事例がある場合について質問したものです。該当する所属のみ回答しています。

問40 受託者の選定基準を設けていますか。

区 分	設けている	設けていない	合 計
全 体	6	39	45

問42 入札を行う前又は見積書を徴するときは、契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があることを相手方に通知していますか。

区 分	はい	いいえ	合 計
全 体	17	28	45

問43 個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を当該委託契約の中で明らかにし、義務付けていますか。

区 分	はい	いいえ	合 計
全 体	31	14	45

問44 受託者が業務の処理を第三者に委託させ、又は請け負わせる場合、書面により県の承諾を得るようにしていますか。

区 分	はい	いいえ	合 計
全 体	26	19	45

問45 契約の内容が順守されていることを定期的に確認していますか。

区 分	はい	いいえ	合 計
全 体	11	34	45

問47 業務完了後、個人情報記録された資料等の返還の確認はどのようにしていますか。

区 分	返還記録簿等に 記帳している	その他	書面での確認は していない	合 計
全 体	3	14	28	45

問48 個人情報保護の取扱いに当たり、特に配慮している点、個人情報保護についての課題等がありましたら記載してください。(特徴的なものを抜粋掲載しています。)

1 特に配慮している点
・ 個人情報を含む書類等は、直接焼却場に持ち込み廃棄している。
・ 電子決裁に当たり、個人情報を含む文書にはパスワードを設定している。
・ パソコンの盗難防止として、退庁時に、職員全員がパソコンをロッカー等へ保管している。(ロッカー等に施錠して退庁している割合は、職員の約半分)
・ 課内研修の他、朝礼等の際に随時啓発している。
・ 県民、事業者等が個人情報が含まれる内容で相談等に来庁された場合、事務室内で対応しないで相談室で対応することとしている。
・ 職員が共通認識を持ち、各所属で取扱いに差異が生じないように連絡会で徹底している。
・ 職員事務室には、学生が入室するため、昼休憩時、放課後等の時間帯には、個人情報を取り扱う作業をしないようにしている。
・ 個人情報が人目につかないよう、人がほとんど入らない部屋に鍵をかけて保管しているほか、長時間個人情報を取り扱う場合は、その部屋で作業をしている。
・ 執務室内で、個人情報に関する記帳等が日常的に行われているため、セールス等部外者は極力入室させないようにしている。
・ 本年にパソコン盗難事件が他機関で発生したので、職員用パソコンすべてに盗難防止キーを設置した。
・ 民間の派遣職員を受け入れて業務を行っていることから、データの不正流出防止の観点から「シンククライアント」を導入している。<シンククライアント>とは、情報システムにおいて、職員が使うコンピュータ(クライアント)に表示、入力等最低限の機能しか持たせず、サーバ側でアプリケーションソフト、ファイル等の資源を管理するシステム
・ 各職員のパソコンのハードディスクには個人情報を含む情報は保存しないよう職員に周知徹底している。
・ 図書館の利用者の読書事実又は利用事実に関するプライバシー保護の観点から、利用者の貸出に関する情報(貸出書籍等)については、定期的に削除している。

- ・ 学校では、生徒の住所等多くの個人情報を保有している。これらの情報は職員全体が把握しておく必要があるものも多く、取扱いについては厳重な注意をはらっている。重要なものについては、必要部数のみ作成し番号を割り振った上で各職員に配布し、必要に応じて回収することも行っている。
- ・ 事務室では卒業証明書等を発行する際、本人申請であること、受取の際の本人確認（運転免許証、学生証、パスポート等の提示）等、厳重にチェックしている。
- ・ ホームページに個人名・写真を掲載する場合は、本人の了解を得るようにしている。
- ・ 個人情報と思われる電話での問合せは回答を遠慮している。

2 個人情報保護についての課題等

- ・ 情報セキュリティーに関する専門知識を有する職員がいない。
- ・ 個人情報を含む電子データの記録媒体であるパソコンやCD-ROM等の盗難について対策をとっていないこと。現在は執務室に置いており、外部から窓ガラス越しに見える。また、セキュリティーシステムの導入等の対策もとっていない。
- ・ 現状ではシステムの個人情報保護がなされておらず、職員の個人の意識に頼っている面が大きいと感じたので是正に努めたい。
- ・ 執務上、個人情報を扱う機会は少ないが、職員の意識が希薄であること、また執務室内に外部の方が入室する機会が多いことから、プライバシー等、情報保護に関するセンスを磨くような研修等を定期的実施する必要があると考えている。
- ・ パスワードは長くなるほど、また頻繁に変更するほど安全ではあるが、忘れてしまい起動できなくなる等の支障も起こりやすくなる。
- ・ 現在の庁舎の広さでは、専用の作業スペースの確保又は個人情報の入った保管庫を人目に触れさせないといった措置は困難である。
- ・ 事務室の物理的な要因（狭隘）で、事務室入口近くまで職員の机を配置しており、来客の場合、入口近くの職員机上の事務処理中書類の処理に困難を来すことがある。
- ・ セールス等外部の者が自由に執務室に入ることについて、現在行動制限されていないこと。
- ・ 学校にある個人情報が、校長室、事務室、教務室、進路指導室、保健室、情報処理室など管理するものが分散している。
- ・ ホームページ、学校通信等個人の写真又は氏名を掲載する場合のルールを、どのように作っていくのか。

<用語集>

個人情報（条例第2条第1号の規定による。）

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報を除く。

「機関」とは、法人その他の団体において、その業務の執行、監査等の職権を有する者をいい、民法（明治29年法律第89号）第34条の法人における理事及び監事、株式会社等における取締役、監査役、商法（明治32年法律第48号）第38条の支配人並びに団体等における代表者、管理人等が該当する。

「機関としての情報」とは、具体的には、県に提出する許可、認可等の申請書、届出書、報告書等に法人等の機関として記録されている役員の氏名、役職名等が該当する。

実施機関（条例第2条第2号の規定による。）

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。

公文書等（条例第2条第4号の規定による。）

次に掲げるものをいう。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクログフィルムを含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

イ 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で当該実施機関の職員が組織的に用いるものを記録する磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物であって、当該実施機関が保有しているもの

ただし、電子計算機（コンピュータ）を使用して行われる専ら文書を作成し、又は文書、図画若しくは写真の内容を記録するための処理その他規則で定める処理に係るものを除く。

「専ら文書を作成し」とは、ワードプロセッサによる場合（パーソナルコンピュータにおいてワードプロセッサとして使用している場合を含む。）をいう。

「文書、図画若しくは写真の内容を記録する」とは、文書、図画又は写真の内容を画像情報として管理する場合をいう。

「規則で定める処理」とは、具体的には、

- 1 電子メール
- 2 文書、図形、画像等の各種の情報をページ単位で組版又はレイアウトすること。

個人情報取扱事務（条例第2条第5号の規定による。）

実施機関が個人情報を収集し、実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供し、及び管理する事務であって、当該個人情報を公文書等に記録するものをいう。

[用語の注釈]

- ・収集 実施機関が当該実施機関以外の者から個人情報を取得する行為
- ・利用 実施機関が管理している個人情報を当該実施機関内部で使用する行為
- ・提供 実施機関が管理している個人情報を当該実施機関以外の者に提供する行為
- ・管理 実施機関がそれぞれ定めている文書管理規程等の規定するところにより、現に公的に管理しているものをいう。

情報システム（管理要綱第2条第1号の規定による。）

端末及びネットワークで構成された情報処理又は通信に用いる仕組みをいう。

情報資産（管理要綱第2条第2号の規定による。）

情報システム及び情報システムにより処理又は通信される電子データをいう。

電子データ（管理要綱第2条第3号の規定による。）

電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により処理又は保管できる情報をいう。

ネットワーク（管理要綱第2条第4号の規定による。）

端末を相互に接続するための通信回線網及びその構成機器をいう。

記録媒体（管理要綱第2条第5号の規定による。）

ハードディスク、フロッピーディスク、光ディスク、磁気テープ等電子データを記録する媒体をいう。

端末（管理要綱第2条第6号の規定による。）

コンピュータ、その周辺機器、プリンター等をいう。

情報セキュリティ（管理要綱第2条第7号の規定による。）

情報資産の機密性、正確性及び完全性並びに利用を許可された者が必要なときに利用できる状態を維持することをいう。

サーバー

コンピューターネットワーク上で他のコンピューターにファイルやデータを提供するコンピューターまたはそのプログラムをいう。

情報セキュリティ担当者（情報セキュリティ対策基準第4条の規定による。）

知事部局の各課（室）長及び地方機関の長（総合事務所にあつては、局長）並びに労働委員会事務局の次長をいう。

情報システム管理者（情報セキュリティ対策基準第5条の規定による。）

情報セキュリティ担当者の内、各情報システムを所管する担当課（室）長等とする。

アクセス権限

ネットワーク、データベース等で、利用者が共有データを利用するための権利

鳥取県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、事務の執行について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成18年3月15日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	上	村	忠	史
鳥取県監査委員	福	間	裕	隆

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

この監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が適確に行われているかについて実施するものである。

本県においては、毎年特定の課題を選定してこの監査を実施しているものである。

2 監査対象事務

県立学校の安全管理の状況

3 監査対象事務の選定理由

今年度を実施した定期監査の現地調査の中で、高等学校で理科の実験に使用する劇物や調理実習等に使用する刃物類が、保管庫等に収蔵されずに放置されている状況が散見された。

また、平成13年の大阪教育大学教育学部附属池田小学校や平成17年の大阪府寝屋川市立中央小学校における侵入者による悲惨な事件が発生しており、学校は、不審者侵入対策を適切に実施し、生徒や教職員の安全の確保を図ることが求められているところでもある。

このため、定期監査とは別に、県立学校において、これらの安全管理が適切に行われているかについて、随時的に監査を実施することとした。

4 実施期間

平成17年12月から平成18年2月までの間に実施した。

5 監査の対象及び対象機関

(1) 監査の対象

この監査の実施時点における次の事項を対象とした。

- ア 県立学校における毒物及び劇物の管理
- イ 県立学校における刃物類の管理
- ウ 県立学校への不審者侵入対策

(2) 監査対象機関

- ア 教育委員会事務局
高等学校課及び体育保健課
- イ 県立学校

監査の対象とする県立学校の選定については、盲学校、聾学校及び養護学校に配慮するとともに、普通高校、専門高校の別及び東部、中部、西部の地域の別を勘案して、全31校の中から以下の16校を対象とすることとした。

鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、鳥取工業高等学校、八頭高等学校、智頭農林高等学校、倉吉東高等学校、倉吉農業高等学校、鳥取中央育英高等学校、米子西高等学校、米子南高等学校、米子工業高等学校、境高等学校、鳥取盲学校、鳥取聾学校、倉吉養護学校及び皆生養護学校

6 実施方法

監査対象機関に対し、監査の具体的な対象をあらかじめ通知することなく、監査委員事務局の職員を出向させ、関係書類及び実態の調査、関係者からの説明の聴取等を行わせ、それらに基づいて監査を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 県立学校における毒劇物の管理について

ア 教育委員会事務局

毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の管理に係る県立学校への指導等は適切に行われているか。

イ 県立学校

- (ア) 毒劇物の盗難又は紛失を防ぐ措置を適正に講じているか。
- (イ) 毒劇物の在庫量及び入出庫量の記録並びに定期点検を適正に行っているか。
- (ウ) 毒劇物の飛散、漏れ又は流出を防ぐ措置を適正に講じているか。
- (エ) 毒劇物の保管庫及び容器の表示を適正に行っているか。
- (オ) 毒劇物の廃棄を適正に行っているか。
- (カ) 毒劇物による事故の際の対応が適切に行われるようになっているか。
- (キ) 毒劇物に係る管理責任者を指定し、適正な管理を行わせているか。

(2) 県立学校における刃物類の管理について

ア 教育委員会事務局

刃物類の管理に係る県立学校への指導等は適切に行われているか。

イ 県立学校

- (ア) 刃物類の保管及び管理を適切に行っているか。
- (イ) 刃物類の廃棄を適切に行っているか。

(3) 県立学校への不審者侵入対策について

ア 教育委員会事務局

不審者侵入対策に係る県立学校への指導等は適切に行われているか。

イ 県立学校

- (ア) 不審者侵入対策に関するマニュアルを作成し、訓練及び研修を適切に実施しているか。
- (イ) 警察及び地域の関係団体等と連携し、不審者侵入対策を適切に実施しているか。

8 監査の執行者

監査委員 石 差 英 旺

第2 監査の結果及び意見

1 県立学校における毒劇物の管理について

学校が理科の実験に使用する試薬等として保有する毒劇物は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の規定により、盗難、紛失、飛散、漏れ又は流出をしないようにすること、また、適正な表示及び廃棄を行うこと等、厳重に管理することが義務付けられている。

このため、県教育委員会は、各学校に対して、「毒物及び劇物の保管・管理の徹底について」（平成10年8月3日付教総号外教育長通知）等により、適正な管理に向けてこれまで再三にわたり指導を行っているところである。

このような状況を踏まえ、県立学校16校における毒劇物の管理の状況について、次の調査を行った。

(1) 毒劇物の盗難又は紛失を防ぐ措置について

ア 監査結果

- ・ 毒劇物の保管について、16校における状況を見ると、すべての学校に毒劇物専用の施錠可能な貯蔵設備（以下「専用保管庫」という。）が設置されていた。
- ・ 専用保管庫については、施錠が可能であるにもかかわらず、16校のうち4校（25パーセント）において、施錠されていない状況が見受けられた。
- ・ 専用保管庫が設置されているにもかかわらず、16校のうち7校（44パーセント）において、一部の毒劇物が庫外に保管されており、中でも、倉吉東高等学校及び米子西高等学校では、理科準備室の冷蔵庫の中に食品と一緒に保管されている状況が見受けられた。
- ・ 鳥取西高等学校、八頭高等学校及び鳥取中央育英高等学校では、劇物が理科準備室の机の上に放置されている状況が見受けられた。
- ・ 関係法令に基づき、専用保管庫には毒劇物だけを収蔵すべきであるにもかかわらず、16校のうち11校（69パーセント）において、専用保管庫内に毒劇物以外の薬品が保管されている状況が見受けられた。
- ・ 専用保管庫の鍵の保管について見ると、倉吉東高等学校及び鳥取中央育英高等学校では、鍵を専用保管庫の真上又は近くの壁に掛けていた。また、智頭農林高等学校では、所在が不明となっている鍵があった。

イ 監査意見

学校は、すべての毒劇物を専用保管庫に収蔵すること、専用保管庫には毒劇物以外の薬品等を一緒に保管しないこと、専用保管庫は必ず施錠すること、また、その鍵の保管場所は関係教職員以外には分からないようにすること等、保有する毒劇物の盗難又は紛失の防止に万全を図られたい。

(2) 毒劇物の在庫量及び入出庫量の記録並びに定期点検について

ア 監査結果

- ・ 県教育委員会は、学校の毒劇物の盗難又は紛失を防ぐ措置の一環として、「実験実習等に使用する毒物及び劇物の管理について」（昭和55年6月14日付発指第129号教育長通知）等により、学校は毒物及び劇物管理帳簿（以下「管理帳簿」という。）を作成するとともに、保有する毒劇物の種類及び数量について定期的に点検を行うよう指導している。
- ・ 管理帳簿の作成について見ると、16校のうち3校（19パーセント）において不備が見受けられた。特に、八頭高等学校及び米子工業高等学校の2校では、管理帳簿が全く作成されていなかった。
- ・ 保有する毒劇物のすべてについて管理帳簿が作成されている13校について見ると、毒劇物の種類ごとの在庫量、入出庫量等を記録する必要があるにもかかわらず、5校において、毒劇物の購入又は使用の都度に行うべき入出庫量等の記録がされていなかった。
- ・ 保有する毒劇物の種類及び数量について、現物と管理帳簿を定期的に照合して点検すべきであるにもかかわらず、13校のうち3校において定期的な点検が行われていない状況が見受けられた。
- ・ 定期的な点検を行っている10校について見ると、米子南高等学校及び鳥取盲学校では毎月行われていたが、多くの学校では、年に1回程度の実施であった。

イ 監査意見

学校は、毒劇物の盗難又は紛失の防止を図り、重複購入を避けるためにも、管理帳簿を作成するとともに、毒劇物の種類ごとの在庫量、購入又は使用の都度の入出庫量等の記録を行うこと、管理帳簿と保有する現物の照合をし、及びその点検を定期的に行うこと等により、保有する毒劇物の適確な管理を図られたい。

(3) 毒劇物の飛散、漏れ又は流出を防ぐ措置について

ア 監査結果

- ・ 県教育委員会は、地震等により、専用保管庫が転倒し、又は毒劇物の容器（以下「容器」という。）

が衝突し、若しくは転落して破損することにより、毒劇物が飛散、流出等して生徒、教職員、周辺住民等に危害が及ぶことを防ぐため、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」（平成10年9月9日付教総号外教育委員会事務局総務課長通知。以下「平成10年総務課長通知」という。）等により、専用保管庫及び容器に転倒・転落等の防止措置を講じるよう指導している。

- ・ 学校内のすべての専用保管庫について、床又は壁に金具等で固定する転倒防止措置が講じられていたのは、16校のうち八頭高等学校及び皆生養護学校の2校（13パーセント）のみであった。
- ・ 容器について、16校のすべてにおいて転落防止を図る枠を設ける等の措置が講じられていたが、ほとんどの学校では容器同士の衝突を防止する措置は十分には行われていなかった。
- ・ 八頭高等学校、倉吉農業高等学校及び境高等学校では、一部の容器について、仕切り付きのボトルトレー等を使用して容器同士の衝突防止を図っている状況が見受けられた。

イ 監査意見

学校は、専用保管庫が転倒しないよう金具等によりこれを床又は壁に固定すること、容器同士が衝突しないよう仕切り付きのボトルトレー等を使用すること等の措置を講じ、毒劇物の飛散、流出等の防止に万全を期せられたい。

県教育委員会は、各学校に対して、専用保管庫及び容器の転倒防止等の措置に係る状況調査を速やかに行い、必要な予算措置を講じる等、学校が毒劇物の飛散、流出等の防止措置を万全にできるよう図られたい。

(4) 毒劇物の保管庫及び容器への表示について

ア 監査結果

- ・ 毒物及び劇物取締法は、毒劇物と他の薬品との誤使用等による事故を防ぐため、毒劇物を明確に識別できるように、専用保管庫については「医薬用外」の文字を付けるとともに、毒物には「毒物」、劇物には「劇物」の文字を表示すること、また、容器については「医薬用外」の文字を付けるとともに、毒物には赤地に白色で「毒物」、劇物には白地に赤色で「劇物」の文字を表示することを義務付けている。これを踏まえ、県教育委員会は、各学校に対して、適正な表示を行うよう指導している。
- ・ 専用保管庫及び容器の表示については、16校のうち8校（50パーセント）において、適正な表示が行われていない状況が見受けられた。
- ・ 16校のうち3校（19パーセント）において、一部の容器に、毒劇物の薬品名が表記されていない状況が見受けられた。
- ・ すべての学校において、内容物の液垂れ等のため、毒劇物の販売事業者が販売時に容器に貼付したラベルの表記（毒劇物の薬品名、成分等）が読みにくくなっている状況が多数見受けられた。

イ 監査意見

学校は、保有するすべての専用保管庫及び容器に関係法令に基づく適正な表示を行うこと、容器のラベルの表記が読みにくくなっているものについては新たに適切なラベルをはり直すこと等の措置を講じ、毒劇物の誤使用等による事故の防止を図られたい。

(5) 毒劇物の廃棄について

ア 監査結果

- ・ 県教育委員会は、平成10年総務課長通知等により、長期間保管している毒劇物で今後も使用の見込みのないものは速やかに廃棄するよう各学校に対して指導している。また、廃棄に当たっては、そのままの状態では下水道に損害を与えたり、河川、大気等を通じて学校周辺の住民及び環境に害を与えることとなるため、中和、加水分解、希釈等の方法により毒劇物ではない状態にして、あるいは、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で少量ずつ揮発させ、又は燃焼させること等により処理するよう指導している。
- ・ 県教育委員会は、平成10年9月に毒劇物の不要処分の希望調査を各学校に対して行い、所要の予算措置を講じた上、同年から平成14年にかけて不要な毒劇物の外部委託による廃棄処理を各学校に行わ

せていた。

- ・ 多くの学校において、平成10年9月の調査時点では以後の使用を想定していたが、現在では使用する見込みがなくなっている毒劇物又は調査漏れにより残っている不要な毒劇物が相当量存在していた。
- ・ 多くの学校では、実験に使用した毒劇物の液体廃棄物又は固体廃棄物（以下「廃液等」という。）は、廃棄物処理事業者へ処理委託するまでの間、他の薬品の廃液と混ぜて、廃棄専用の容器に入れて保管されていた。
- ・ 廃液等は誤飲、盗難等の事故を防ぐためにも、施設可能な薬品庫又は理科準備室に保管すべきと考えるが、16校のうち3校（19パーセント）では、理科教室に保管されている状況が見受けられた。

イ 監査意見

学校は、毒劇物を適正に保管する上で、不要な毒劇物は速やかに廃棄処分し、その保有を必要最少限の数量とされたい。

また、廃液等は、理科教室に置くことを避けるとともに、定期的に廃棄するようにされたい。

県教育委員会は、各学校に対して毒劇物の不要処分希望調査を速やかに行い、廃棄に係る予算措置を講じる等し、学校が不要な毒劇物を早期に廃棄できるように図られたい。

(6) 毒劇物による事故の際の対応について

ア 監査結果

- ・ 県教育委員会は、生徒若しくは教職員による毒劇物の誤飲等の事故又は毒劇物の盗難若しくは紛失の事故（以下「薬品事故」という。）が発生した場合等を含め、多様な危機に教職員が対処する際の参考となる基本的な対応手順をまとめた「学校における危機管理対応について」（平成15年12月県教育委員会作成。以下「参考指針」という。）を各学校に対して配布している。さらに、これらを参考にして、学校の実態に応じた独自の対応マニュアル（以下「学校独自マニュアル」という。）を作成するよう指導している。
- ・ 薬品事故に対する学校独自マニュアルの作成状況を見ると、16校のうち4校（25パーセント）のみの作成であった。
- ・ 薬品事故に対する学校独自マニュアル又は参考指針を教職員へ周知し、万一事故が発生した際にその備えができていくかについて見たところ、16校のうち5校（31パーセント）では教職員へ周知が図られていたが、その他は不十分な状況であった。

イ 監査意見

学校は、薬品事故が発生した際に万全を期すため、学校独自マニュアルを早期に作成し、教職員へ周知徹底を図るとともに、当該マニュアルの定期的な点検を行うようにされたい。

(7) 毒劇物に係る管理責任者の指定及び適正管理について

ア 監査結果

- ・ 県教育委員会は、平成10年総務課長通知等により、毒劇物に係る管理責任者（以下「管理責任者」という。）を指定し、管理責任者に毒劇物の定期点検を行わせる等、毒劇物の管理体制の充実を図るよう各学校に対して指導している。
- ・ 16校のうち八頭高等学校、米子西高等学校及び鳥取^{ろう}聾学校の3校（19パーセント）において、管理責任者が指定されておらず、また、これらの学校では、保有する毒劇物の現物と管理帳簿の定期的な照合・点検や専用保管庫の鍵の管理が適切に行われていない状況が見受けられた。
- ・ 管理責任者を指定している13校のうち、鳥取中央育英高等学校、米子工業高等学校及び倉吉養護学校の3校では、毒劇物の現物と管理帳簿の定期的な照合及び点検が行われていなかった。また、智頭農林高等学校、倉吉東高等学校、鳥取中央育英高等学校及び皆生養護学校の4校では、専用保管庫の鍵の管理が適切に行われていない状況が見受けられた。

イ 監査意見

学校は、保有する毒劇物により生徒、教職員、周辺住民等に危害が及ぶような事故が発生しないよう

に、管理責任者を指定し、当該者に毒劇物の現物と管理帳簿を定期的に照合して点検させるとともに、専用保管庫の鍵を適切に管理等、毒劇物の厳重な管理を図られたい。

2 県立学校における刃物類の管理について

学校においては、家庭科、農業科等の実習又は施設の保守・修繕等の学校管理用務に使用する包丁、鎌、ナタ等の多種多様な刃物類が保管されている。

これらは、場合によっては学校への侵入者等が生徒や教職員へ危害を及ぼすことに使用する可能性もあることから、適切に管理を行う必要があると考えられる。

このようなことから、県立学校16校における実習又は学校管理用務に使用する刃物類の管理の状況について、次の調査を行った。

(1) 刃物類の保管及び管理について

ア 監査結果

- ・ 家庭科の実習について見ると、使用する刃物類が保管されている調理実習室、調理実習準備室、被服実習室及び被服実習準備室については、関係教職員が不在の場合は施錠されており、部外者が容易に入室することはできない状況となっていた。
- ・ 調理実習に使用する包丁について、16校のうち14校（88パーセント）では、殺菌機能を有する施錠可能な専用の保管庫（以下「包丁保管庫」という。）に収納されていた。しかし、鳥取聾学校では、包丁保管庫があるにもかかわらず、これを全く使用していない状況が見受けられた。
- ・ 包丁保管庫がある14校のうち4校では、包丁保管庫以外の場所（調理台、調理実習準備室の書類戸棚の上等）にも収納されている状況が見受けられた。
- ・ 被服実習に使用する裁ち物バサミは、かご又はトレーに入れて実習室又は実習準備室の机の上に置かれている場合が多く、保管庫に収納されているケースは少なかった。
- ・ 農業科、林業科、工業科等の実習に使用するせんていバサミ、鎌、ナタ、ノミ、ノコギリ等については、その多くが実習室の専用の保管庫等に収納されているものの、該当する7校のうち3校では、専用の保管庫等以外の場所（実習室の棚等）に置かれている状況が見受けられた。なお、これらの実習室は、実習を行っていない場合はおおむね施錠されていた。
- ・ 学校管理用務に使用するせんていバサミ、ナタ、鎌、ノミ、ノコギリ等については、機械室又は事務室の一角を保管場所としており、その部屋は、関係職員が不在の場合は施錠されていた。
- ・ 備品に該当するものは別として、各学校では、取得価格が3万円未満の刃物類は備品ではないため、刃物類の種類及び数量を記録した帳簿等（以下「管理簿」という。）を作成しておらず、現物と管理簿の定期的な照合及び点検を行っていなかった。

イ 監査意見

学校は、実習又は学校管理用務に使用する刃物類について、危険性の高いものは専用の保管庫等に収納するとともに、それらの保管庫等の施錠をされたい。

県教育委員会は、各学校における刃物類の保管状況を調査し、専用の保管庫等の整備、管理簿の作成等、刃物類の適切な保管の在り方について早急に検討されたい。

(2) 刃物類の廃棄について

監査結果

学校が保有する刃物類で、不要となったものについては、廃棄物処理事業者への委託により、適切に廃棄処理されていた。

3 県立学校への不審者侵入対策について

近年、学校における不審者の侵入による事件が問題となっている中で、生徒及び教職員をその被害から守るためには、まず教職員自身が危機管理意識を向上させ、多様な観点から組織的に対策を検討した上で、学校の安全管理体制を確立し、及びそれを確実に実施する必要があるところである。

このため、県立学校16校における不審者侵入対策の取組状況について、次の調査を行った。

(1) 不審者侵入対策マニュアルの作成、研修等の実施について

ア 監査の結果

- ・ 県教育委員会は、不審者の侵入を含め多様な危機に対する基本的な対応手順を示した参考指針及び「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(平成14年12月文部科学省作成)を参考にして、その学校又は地域の実態に応じた学校独自マニュアルを作成すること、また、それらを基に不審者侵入対策に関する訓練を実施すること、必要に応じて当該マニュアルを見直すこと等について、「学校の安全管理に関する調査結果について」(平成15年12月25日付体第410号教育長通知)等により各学校に対して再三指導している。
- ・ 不審者侵入対策に係る学校独自マニュアルの作成状況を見ると、16校のうち鳥取東高等学校を除く15校(94パーセント)で当該マニュアルを作成していた。
- ・ 学校独自マニュアルを作成している15校の中で、智頭農林高等学校及び皆生養護学校のマニュアルでは、不審者の侵入を教職員が確認すると生徒等の安全を図るために全校一斉に緊急避難の放送を行うこととしており、放送の際には生徒等の避難を侵入者に悟られないよう放送文を工夫する等、事態に十分に配慮した、注目すべき対応策がとられるようになっていた。
- ・ 不審者侵入対策に関する訓練について見ると、16校のうち、盲学校、聾学校及び養護学校を中心に5校(31パーセント)で当該訓練を実施している状況であった。
- ・ 当該訓練を実施している5校のうち、米子南高等学校及び鳥取聾学校の2校では、生徒が参加して訓練が行われていた。米子南高等学校では、学校独自マニュアルをもとに不審者侵入に際して生徒がとるべき行動、学校の対処内容等について、全校生徒がそれぞれの教室で確認している状況が見受けられた。また、鳥取聾学校では、全校生徒を実際に避難させる訓練を行っている状況が見受けられた。
- ・ 不審者侵入対策に係る教員に対する研修の状況を見ると、県教育委員会事務局体育保健課主催の学校安全研修会において、日頃の心構え、侵入者の暴力行為に対する「さすまた」等の器材を活用した防御対応、負傷者の応急手当の方法等、多様な事態への対処法の講習が毎年行われ、各学校において主体的に訓練を行うことができるように支援がなされていた。
- ・ 学校事務職員協会主催の研修会においては、不審者侵入対策に係る事務職員の危機管理意識の向上、及び侵入者の暴力行為に対する器材を活用した防御対応に関する講習が行われていた。
- ・ 学校独自マニュアル等に基づく訓練結果、教職員の研修受講、侵入者対策の施設整備の充実等を踏まえ、学校独自マニュアルを定期的に点検し、及び実践的に対応できるように見直しを行った学校は、16校のうち米子南高等学校、鳥取聾学校及び皆生養護学校の3校(19パーセント)のみの状況であった。

イ 監査意見

学校は、不審者侵入対策に係る学校独自マニュアルを作成し、当該マニュアルに基づいて、生徒も参加する不審者侵入対策に関する訓練を定期的実施されたい。

さらに、その訓練結果等に基づいて、当該マニュアルが実践的に対応できるものであるかを検証し、必要に応じてその見直しを行われたい。

県教育委員会は、各学校に対して、これらが適切に実施されるよう指導を徹底されたい。特に、不審者侵入対策に関する訓練への生徒の参加については、十分留意されたい。

(2) 警察及び地域の関係団体等と連携した不審者侵入対策の推進について

ア 監査の結果

- ・ 県教育委員会は、「幼児、児童、生徒の安全確保及び学校の安全管理について」(平成12年2月4日付小中第633号教育長通知)等により、不審者のはいかい等不審者情報の学校への速やかな伝達、不審者の侵入時の支援等について、警察及び地域の関係団体等(自治会、青少年育成団体、学校安全ボランティア等)と連携を図るよう各学校に対して再三指導している。
- ・ 16校のうち6校(38パーセント)においては、所轄警察署との情報・意見交換会の開催、また、不

審者の侵入の未然防止に向けた警察官のパトロール活動の実施等の連携が図られている状況が見受けられた。

- ・ 鳥取工業高等学校及び米子西高等学校の2校（13パーセント）では、生徒の安全確保等について、地元自治会と情報・意見交換会を開催している状況が見受けられた。
- ・ 鳥取盲学校及び倉吉養護学校の2校（13パーセント）では、学校が実施する不審者侵入対策に関する訓練に警察官が参加している状況が見受けられた。

イ 監査意見

学校は、自身の努力だけでは不審者侵入対策に限界があることから、多くの人の目によって生徒及び学校の安全が見守られるように、警察及び地域の関係団体等に広く協力を求め、連携を図るように努められたい。

第3 総括的意見

監査結果に基づく意見については、第2 監査の結果及び意見において述べてきたところであるが、県立学校の安全管理について、特に強調しておきたい意見は、次のとおりである。

1 県教育委員会の県立学校への指導について

学校は、保護者から子ども達を預かって教育を行っている重要な教育施設であり、そこでは、日々、大切な若い生命が躍動しており、安全管理については特に意を用いるべきである。

県教育委員会は、県立学校における毒劇物の管理や不審者侵入対策について、教育長通知等により指導しているところである。

しかし、今回調査を行った県立学校では、毒劇物の管理や不審者侵入対策等が不十分な状況が相当見受けられた。

については、通知文書による指導にとどまらず、定期的に点検状況の報告を求めたり、随時、現場に立ち入り点検する等、より実効性が上がるような指導に努められたい。また、必要な予算措置に配慮し、各学校を支援されたい。

2 危機管理意識を持った自立した生徒の育成について

近年、学校外においても不審者による事件等が発生している状況にある。

このため、生徒一人ひとりが日頃から危機管理意識を持つことが重要である。

このような観点から、積極的に不審者侵入対策に関する訓練等へ生徒を参加させる等して、危機に際しても適切に対応できる自立した生徒の育成に努められたい。

3 地域の関係団体等との連携について

学校の安全は、ひとり学校のみだけではなく、地域社会の協力の上に成り立つものとする。

小学校等においては、学校の安全に地域の関係団体等との緊密な連携が図られている事例が多く見受けられるが、県立学校では必ずしもそのような状況となっていないと思われる。

については、県立学校の安全確保をさらに実効性のあるものとするため、より積極的に地域の関係団体等との幅広い連携を図られたい。

なお、終わりに、自らの身を守ることができる自立した子ども達の育成や学校の安全確保等に当たっては、家庭や地域の役割が極めて重要であると考えるところであり、各家庭、各地域の理解と協力を大きな期待をすることを申し添えて結びとしたい。

資 料

1 県立学校における毒劇物の管理の状況

区 分	鳥取東高	鳥取西高	鳥取工業	八頭高	智頭農林	倉吉東高	倉吉農業	鳥取中央	米子西高	米子南高	米子工業	境高校	鳥取盲学	鳥取聾学	倉吉養護	皆生養護
-----	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------

	校	校	高	高	校	高	育	校	校	高	校	校	学	学	
			校	校		校	英			校			校	校	
							高						校	校	
盗難又は紛失の防止	毒劇物の専用保管庫を設置しているか。														
	専用保管庫は、施錠しているか。				×	×	×	×							
	専用保管庫の鍵は、関係者以外に分からない場所に保管しているか。					×	×								
	毒劇物は、専用保管庫にすべて保管しているか。	×	×		×	×	×	×						×	
	専用保管庫には、毒劇物以外の薬品等を保管していないか。	×		×	×	×		×	×	×	×		×	×	
	管理帳簿をすべて作成しているか。				×						×			×	
	管理帳簿に種類ごとの在庫量、入出庫量等を適切に記録しているか。	×		×	×			×			×			×	×
流出等の防止	金具等により専用保管庫の転倒防止の措置を講じているか。	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	転落防止枠等により容器の転落防止の措置を講じているか。														
	仕切り付きボルトレー等により容器同士の衝突防止の措置を講じているか。	×	×	×		×	×		×	×	×		×	×	
適正な表示	専用保管庫に医薬用外毒物又は医薬用外劇物の表示をしているか。			×	×		×	×		×		×		×	
	容器に医薬用外毒物又は医薬用外劇物の表示をしているか。	×	×		×	×		×			×	×		×	
	容器に毒劇物の名称を表示しているか。	×	×									×			
適正な廃棄	廃棄する毒劇物は、外部委託により又は毒劇物でない状態にして処理しているか。														
	不要な毒劇物を保有していないか。	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×		×	
	毒劇物の廃液等を理科教室に置いていないか。		×		×				×						
事故の対応	誤飲、吸引等の事故に係る学校独自マニュアルを作成しているか。	×	×	×		×	×		×	×		×	×	×	
	盗難、紛失の事故に係る学校独自マニュアルを作成しているか。	×	×	×		×	×		×	×		×	×	×	
	学校独自マニュアル又は県教育委員会作成の参考指針について、教		×	×		×	×		×	×		×	×	×	

	職員へ周知徹底を図っているか。																
管 理 体 制	毒劇物に係る管理責任者を指定しているか。				×											×	
	管理責任者は、保管庫の鍵の管理を適切に行っているか。				×	×	×			×	×					×	×
	管理責任者は、毒劇物の現物と管理帳簿の照合及び点検を定期的に行っているか				×					×	×					×	×

(注) については、保有する毒劇物の一部について、管理帳簿を作成していなかったもの。

2 県立高校における刃物類の管理の状況

区 分		鳥取東高校	鳥取西高校	鳥取工業高校	八頭高校	智頭農林高校	倉吉東高校	倉吉農業高校	鳥取中央育英高校	米子西高校	米子南高校	米子工業高校	境高校	鳥取盲学校	鳥取聾学校	倉吉養護学校	皆生養護学校
調理 実習	調理実習用の包丁等刃物類を収納する専用保管庫を設置しているか。											×	×				
	刃物類を専用保管庫以外に保管していないか。	×						×				×	×	×	×		
農林 工業 等の 実習	農業、林業、工業等の実習に使用する刃物類の保管庫等を設置しているか。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農業、林業、工業等の実習に使用する刃物類を保管庫等以外に保管していないか。	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	×	-	-
学校 管理	学校管理用務に使用する刃物類を収納する保管場所を指定しているか																
	学校管理用務に使用する刃物類を指定した保管場所以外に保管していないか。																
管理 体制	管理簿を作成しているか。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	刃物類の管理責任者（物品保管主任等）は、現物と管理簿の照合及び点検を定期的に行っているか。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(注) 表中の「-」は、該当がないことを示している。

3 県立高校への不審者侵入対策の状況

区 分	鳥取東高校	鳥取西高校	鳥取工業高校	八頭高校	智頭農林高校	倉吉東高校	倉吉農業高校	鳥取中央育英高校	米子西高校	米子南高校	米子工業高校	境高校	鳥取盲学校	鳥取聾学校	倉吉養護学校	皆生養護学校
マニユアル作成等	不審者侵入対策に係る学校独自マニュアルを作成しているか。	×														
	学校独自マニュアルに基づき不審者侵入対策に関する訓練を実施しているか。	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×				
	訓練、研修、施設設備等により学校独自マニュアルを見直しているか。	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×		×	
	教職員が学校安全研修会等に参加して危機管理の意識及び能力を高めているか。															
地域団体等との連携	警察と学校の情報・意見交換会の開催、警察官のパトロール実施等について連携を図っているか。	×	×	×		×		×		×	×	×		×		×
	情報・意見交換会の開催等により、地域の関係団体等（地元自治会、学校安全ボランティア等）と連携を図っているか。	×	×		×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×
	学校の不審者侵入対策に関する訓練へ警察官又は地域の関係団体等が参加する等により、これらとの連携を図っているか。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×		×